

第2期徳島市国土強靱化地域計画

- 本編
- 別紙1 施策及び重要業績指標一覧
- 別紙2 その他資料編
- 別紙3 脆弱性評価結果

令和6年3月

徳島市

目 次

はじめに

第 1 章	計画策定の趣旨、位置付け	1
第 2 章	基本的な考え方	2
第 3 章	強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）	4
第 4 章	国土強靱化の推進方針	17
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	19
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	28
3	必要不可欠な行政機能を確保する	35
4	経済活動を機能不全に陥らせない	37
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等 の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	42
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	47
	横断的分野	52
	本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な指標	60
第 5 章	施策の重点化	65
第 6 章	計画の推進と進捗管理	66
別紙 1	施策及び重要業績指標一覧	(P. 1-1～P. 1-16)
別紙 2	その他資料編	(P. 2-1～P. 2-26)
別紙 3	脆弱性評価結果	(P. 3-1～P. 3-43)

はじめに

徳島市は、水都と呼ばれるように多くの河川が流れ、水と緑に囲まれた自然豊かな都市である一方、三角州に広がる低地帯が多く、古くから地震による津波や地盤沈下、台風に伴う高潮被害や広範囲の浸水被害に見舞われた歴史があります。また、我が国全体を見ても、地震が周期的に発生し、近い将来に発生する可能性が高い南海トラフ地震への懸念が高まっています。

こうした中、市民生活や地域社会に大きな影響を及ぼす恐れのある大規模自然災害に備え、人命や社会機能を守り被害を最小限に抑える対応が図られなければなりません。

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、国土強靱化基本法を定めて、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することや、生命、身体及び財産の保護並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化を目指し、施策を推進しています。

徳島市も国・県との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施するため、令和6年度から令和10年度までを計画期間とする「第2期徳島市国土強靱化地域計画」を策定します（令和6年3月）。

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画策定の趣旨

近年、地球規模の異常気象により、大規模な水害や土砂災害の発生が懸念される状況となっている。

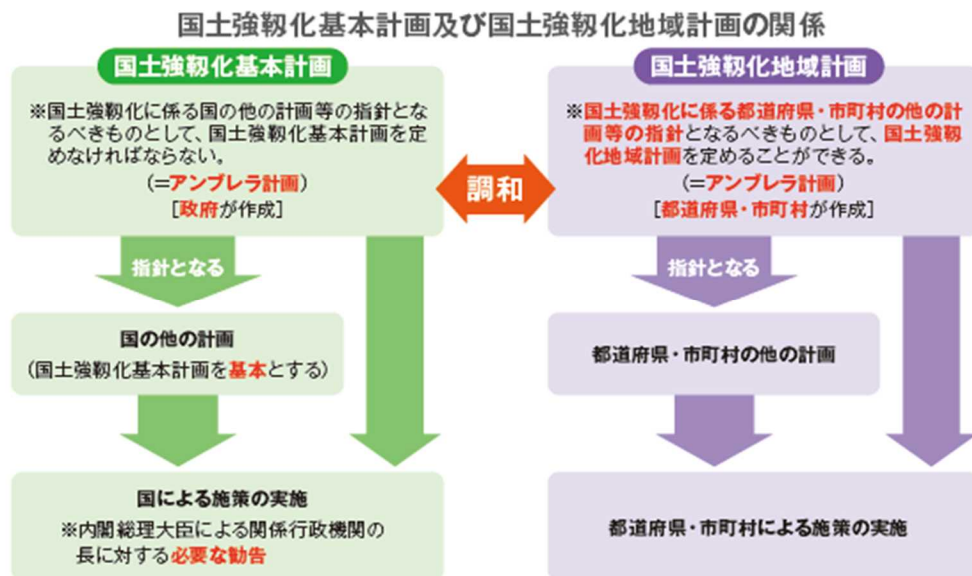
このような状況の中、国は、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靱化」を実現するため平成26年6月に国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定した。その後、近年の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、令和5年7月に基本計画の見直しが行われている。

本市においても、近年多発する大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な徳島市」をつくりあげ、市民生活や地域社会、産業、伝統・文化などを守るため、徳島市国土強靱化地域計画の第1期計画を令和2年3月に策定した。

翌年以降も計画の推進及び進捗管理を効果的かつ効率的に行うため、新たな施策の追加や、各施策の重要業績指標について、年次ごとの目標値をとりまとめ、各年度において計画の見直しを行っているが、第1期計画の計画期間が令和5年度までとなっているため、第2期徳島市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定する。

2 本計画の位置付け

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）第13条に基づく、「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に関し、総合計画2021との整合を図りながら、本市が有する様々な計画等の指針となるものである。なお、本計画は、基本計画及び徳島県国土強靱化地域計画（以下「県計画」という。）と調和を図るものとする。



3 計画の推進期間

計画の推進期間は、令和10年度を目標年次とする。その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとする。ただし、目標年次を迎える前であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。

第2章 基本的な考え方

基本法においては、国土強靱化地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）においては、計画における目標は、原則として、基本計画に即して設定すると規定されている。また、県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な徳島市」をつくりあげるためには、県計画と調和を図る必要がある。このため、次のように「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

1 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 市民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 本市の強靱化を推進する上での基本的な方針

- (1) 本市の強靱化に向けた取組姿勢
 - ・本市の強靱性を損なう原因を**あらゆる側面から検討し、取組**にあたること
 - ・短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と政策立案概念の双方を持ちつつ、**長期的な視野を持って計画的な取組**にあたること
 - ・国や県をはじめ関係機関等と連携し、協力を得るなど、**総力を挙げた取組**とすること
 - ・本市が有する**潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化**すること
 - ・**復興事前準備**の取組を推進すること

- ・「**持続可能な開発目標（SDGs）**」への対応
持続可能な環境や社会の実現に向け、平成 27 年 9 月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献すること（※別紙 2 に関連資料を添付）

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクと地域の特性に応じて、**ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること**
- ・「**自助**」、「**共助**」及び「**公助**」を**適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと**
- ・**非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用できる対策**となるよう工夫すること

(3) 効率的な施策の推進

- ・市民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた**時間管理概念**や、**財政資金の効率的な使用**による施策の持続的な実施に配慮して、**施策の重点化**を図ること
- ・**既存の社会資本を有効活用**することにより、**効率的かつ効果的に施策を推進すること**
- ・限られた資金を最大限に活用するため、**民間資金の活用**を図ること
- ・施設等の**効率的かつ効果的な維持管理**に資すること

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・本市の特性を踏まえた、本市独自の**先進的な取組を反映**すること
- ・**人のきずなや地域コミュニティとの連携を強化**するとともに、民間活力を積極的に活用し、社会全体の強靱化を推進すること
また、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ・**ダイバーシティの視点を踏まえた施策**を推進すること
- ・地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、**自然との共生**を図ること
- ・「**南海トラフ地震臨時情報**」が発表された場合における**防災対応**への取組を推進すること
(※別紙 2 に関連資料を添付)
- ・他機関等からの**支援の長期途絶に備えた取組**を推進すること

第3章 強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価とは

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、本市の特性を踏まえた上で、大規模自然災害による被害を回避するための施策の現状のどこに問題があるのかを知るために行うものである。これにより、本市の強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。

評価は、国のガイドラインに沿って、想定するリスク、評価を行う個別施策分野及び横断的分野、起きてはならない最悪の事態を設定し行う。

2 本市の特性

(1) 地勢

本市は、徳島県の東部に位置し、市内北部を流れる吉野川が作りだした沖積平野の三角州上に造られた面積 191.52km²、人口約 25 万人の都市である。

土地は、南西部が高く東北に至るに従って平坦になっているが、地質が肥よくで気候が温暖であるところから、農業の適地となっている。

市域は広く、ほぼ中央部に市の象徴というべき眉山（標高 290m）と城山（標高 61.7m）があり、市内には吉野川をはじめ、勝浦川、園瀬川、新町川、助任川など 134 もの川が流れ、水運を活用した産業の発展にも大きく寄与してきた。また、これらの小分流の間には、常三島、福島、寺島など「島」のつく地名が多く、水の都の感を強くしている。

しかし、昭和 21 年の南海大地震により地盤の沈下が激しく、満潮位以下の低地帯が市街地の 50%以上を占めており、台風、大雨、高潮などの影響を受けやすい地勢となっている。

(2) 地質

徳島県の地質構造は、東西に中央構造線、仏像構造線などの構造線が走り、北から和泉帯、三波川帯、秩父帯、四万十帯に分けられる。

中央構造線の南側の三波川帯は、古生層が変成作用を受けてできた結晶片岩から成り、深部まで基岩が破碎され、地質が非常に脆弱であることから、多数の地すべり地が分布しており、日本有数の地すべり地帯で、本市南西部はこの三波川帯に含まれている。

また、本市北部の徳島平野は沖積低地で沖積層が広がり、地震による液状化の可能性が高い地質である。

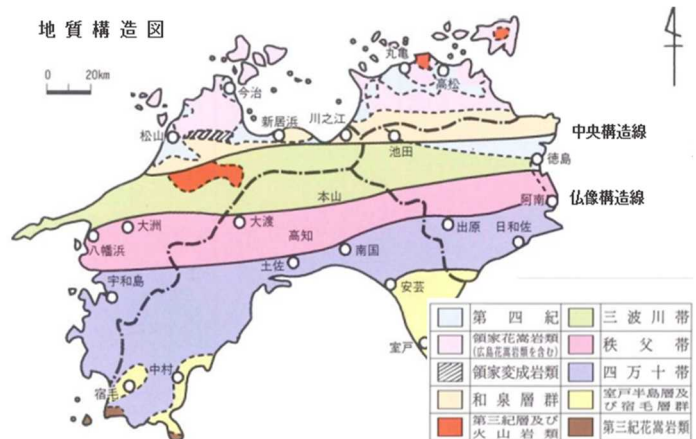


図 地質構造図
(資料参照：徳島県国土強靱化地域計画)

(3) 気象

本市は温暖な気候に恵まれている。平成3年から令和2年までの年間平均気温は16.8度、年間降水量は1,619.9mmで、令和4年の年間平均気温は17.2度、年間降水量は1,150.5mmである。

徳島県は台風の進路に当たることが多いので降水量は暖候期に多く寒候期に少ない。寒候期は空気の乾燥した日が続くことが多い。風は地形の影響で冬季には北西の風、夏季には南東の風が吹きやすい。夏の夕方には夕なぎの現象が起こる。

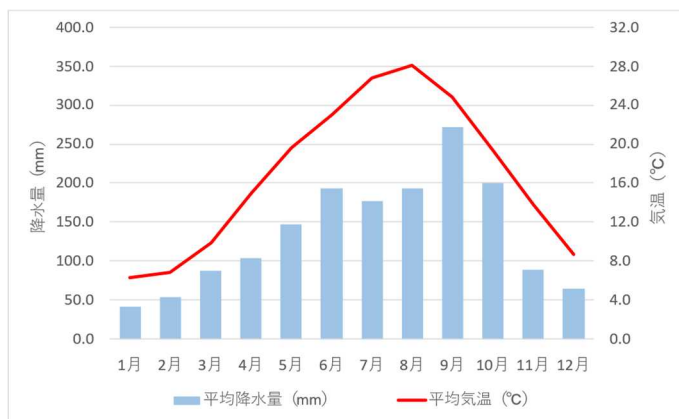


図 徳島市の気象データ
平成3年から令和2年まで
30年間の月別平均気温及び月別平均降水量
(資料参照：徳島地方気象台)

(4) 人口

令和5年10月時点での本市の人口は、247,285人となっており、5年前の平成30年10月の252,515人に比べ7,230人減少し、平成10年以降は少子高齢化の影響などにより減少傾向にある一方、世帯数は増加傾向が続いており、世帯の小規模化が進んでいる。

表 徳島市の人口推移 (資料参照：徳島市住民基本台帳)

年次	世帯数		人口 (人)			
	世帯	増減数	総数	男	女	増減数
平成10年10月	101,631	-	264,471	126,464	138,007	-
平成15年10月	106,222	4,591	263,202	125,568	137,634	△ 1,269
平成20年10月	110,657	4,435	259,488	123,387	136,101	△ 3,714
平成25年10月	115,451	4,794	257,831	122,279	135,552	△ 1,657
平成30年10月	119,493	4,042	254,515	120,810	133,705	△ 3,316
令和5年10月	122,257	2,764	247,285	117,711	129,574	△ 7,230

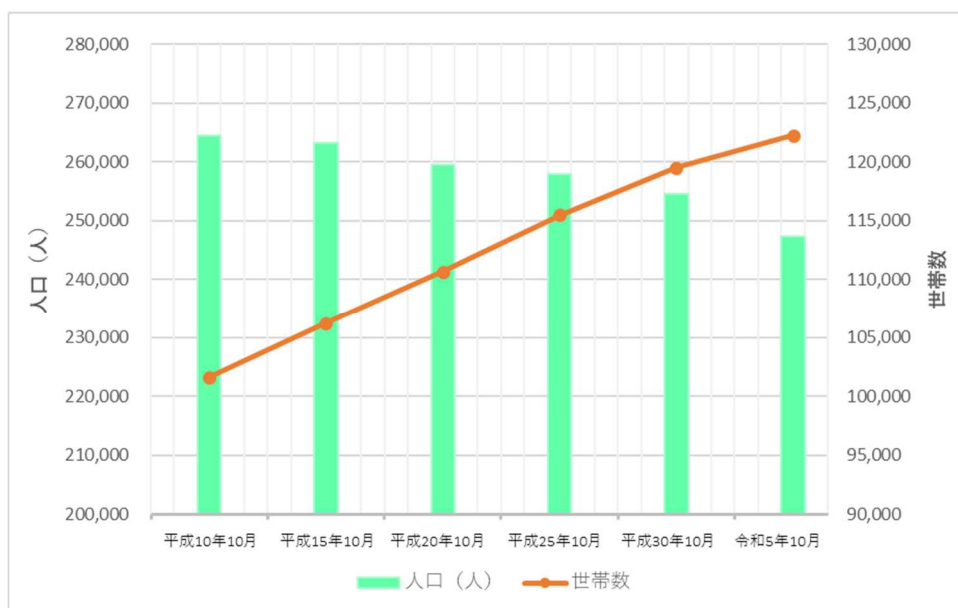


図 徳島市の人口推移
(資料参照：徳島市住民基本台帳)

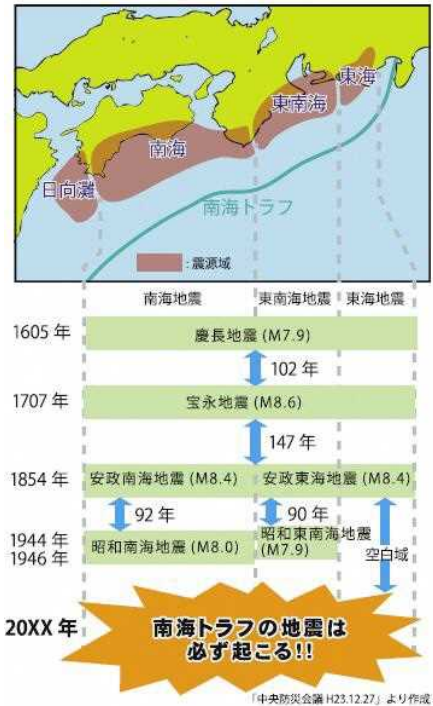
(5) 災害の歴史

①南海トラフ地震

徳島県は、有史以来幾度となく南海トラフを震源とする地震・津波により甚大な被害を受けており、江戸時代以降も、4度の地震・津波に襲われている。南海トラフ地震は、100年～150年間隔の周期で繰り返し発生しており、また、東海地震及び東南海地震と同時もしくは少しの間隔を開けて発生している。

令和3年1月1日現在の今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は、地震調査研究推進本部によると70～80%となっている。

江戸時代以降に発生した大地震及び近年発生した大地震等を次に示した。



和暦	西暦	マグニチュード	地震名	被害状況
慶長9年 12月16日	1605年	7.9	慶長地震	淡路島安坂村千光寺の諸堂倒れ、仏像が飛散したとあるのみ。津波が犬吠埼から九州までの太平洋岸に襲来して、八丈島で死者57人、浜人湖近くの橋本で100戸中80戸流され、死者多数、紀伊西岸広村で1,700戸中700戸流失、阿波穴喰で波高2丈、死者1,500人余、土佐甲ノ浦で死者350人余、崎浜で死者50人余、室戸岬付近で死者400人余等ほぼ同時に2つの地震が起こったとする考えと、東海沖の1つの地震とする考えがある。
宝永4年 10月4日	1707年	8.6	宝永地震	わが国最大級の地震の一つ。全体で少なくとも死者2万人、潰家6万、流失家2万。被害は東海道・伊勢湾・紀伊半島で最もひどく、津波が紀伊半島から九州までの太平洋沿岸や瀬戸内海を襲った。津波の被害は土佐が最大。室戸・串本・御前崎で12m隆起し、高知市の東部の地約20km ² が最大2m沈下した。遠州灘沖及び紀伊半島沖で2つの巨大地震が同時に起こったとも考えられる。
安政元年 11月4日	1854年	8.4	安政東海地震	被害は関東から近畿に及び特に沼津から伊勢湾にかけての海岸がひどかった。津波が房総から土佐までの沿岸を襲い、被害をさらに大きくした。この地震による居宅の潰・焼失は約3万軒、死者は2千～3千人と思われる。沿岸では著しい地殻変動が認められた。
安政元年 11月5日	1854年	8.4	安政南海地震	東海地震の32時間後に発生、近畿付近では2つの地震の被害をはっきりとは区別できない。被害地域は中部から九州に及ぶ。津波が大きく、波高は串本で15m、久礼で16m、種崎で11mなど、地震と津波の被害の区別が難しい。死者数千、室戸・紀伊半島は南上がりの傾動を示し、室戸・串本で約1m隆起、甲浦・加太で約1m沈下した。

(参考：徳島市地域防災計画,地震災害対策編,平成30年修正版)

和暦	西暦	マグニ チュード	地震名	被害状況
昭和19年 12月7日	1944年	7.9	昭和東南海地震	静岡・愛知・三重などで合わせて死者・不明者1,223人、住家全壊17,599、半壊36,520、流失3,129。遠く長野県諏訪盆地での住家全壊12などを含む。津波が各地に襲来し、波高は熊野灘沿岸で6～8m、遠州灘沿岸で12m、紀伊半島東岸で30～40cm地盤沈下した。
昭和21年 12月21日	1946年	8.0	昭和南海地震	被害は中部以西の日本各地にわたり、死者1,330人、家屋全壊11,591、半壊23,487、流失1,451、焼失2,598。津波が静岡県より九州にいたる海岸に襲来し、高知・三重・徳島沿岸で4～6mに達した。室戸・紀伊半島は南上がりの傾動を示し、室戸で1.27m、潮岬で0.7m上昇、須崎・甲ノ浦で約1m沈下。高知付近で田園15km ² が海面下に没した。
昭和30年 7月27日	1955年	6.4	徳島県の南部地震	昭和30年7月27日10時20分、那賀川上流を中心に震度5の地震揺れがあったと推定される。震源付近の宮浜、平谷、木頭の各村及び海南町で山・崖崩れが多数起こり、宮浜村では死傷者も出た。被害は死者1人、負傷者5人、山崩れ20箇所、トンネル崩壊1箇所、道路11箇所に及んだ。
昭和35年 5月23日	1960年	8.5	チリ沖地震	チリ地震津波、日本全体で死者・不明者142人、家屋全壊1,500棟余、半壊2,000棟（津波被害）
平成7年 1月17日	1995年	7.3	平成7年（1995年） 兵庫県南部地震	阪神淡路大震災、死者・不明者6,437人、負傷者43,792人、全壊104,906棟、半壊144,274棟、全半焼7,132棟、一部地域で震度7
平成23年 3月11日	2011年	9.0	平成23年（2011年） 東北地方太平洋沖地震	東日本大震災、死者・不明者21,839人、負傷者6,219人、全壊127,830棟、半壊275,807棟、一部破損766,671棟（平成27年3月現在）、被害の多くは巨大津波によるもの。
平成28年 4月16日	2016年	7.3	平成28年（2016年） 熊本地震	4月14日21時26分に前震が発生し、28時間後の4月16日1時25分に本震が発生した。死者数は関連死を含め272人、住家全壊8,642棟（令和元年9月13日現在）であった。
平成30年 6月18日	2018年	6.1	大阪府北部を 震源とする地震	6月18日7時58分、大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1の地震が発生。死者6人、住家の全壊21棟、一部損壊は61,266棟（令和元年8月20日現在）となっている。停電件数は大阪府内で最大17万戸を超えた。また、この地震によるブロック塀の倒壊で下敷きとなり亡くなった方が複数発生した。
平成30年 9月7日	2018年	6.7	平成30年北海道 胆振東部地震	9月7日3時7分、北海道胆振地方中東部を震源とするマグニチュード6.7の地震が発生した。この揺れにより、石狩、胆振地方を中心に被害を受け、死者43人、住家全壊469棟（平成31年4月1日現在）となっている。厚真町では大規模な土砂災害が発生し、道内2,900カ所以上で液状化現象と見られる異常が確認され、一時は離島を除く道内全域で大規模な停電が発生した。

（参考：徳島市地域防災計画.地震災害対策編.平成30年修正版、徳島県自然災害誌、気象庁、消防庁資料等）

和暦	西暦	マグニチュード	地震名	被害状況
令和3年 2月13日	2021年	7.3	福島県沖を震源とする地震	2月13日23時7分、福島県沖を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生。死者3人、負傷者187人、住家の全壊144棟、半壊は3,070棟、一部破損は35,361棟（令和4年11月18日現在）の被害が確認された。
令和4年 3月16日	2022年	7.4	福島県沖を震源とする地震	3月16日23時36分、福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震が発生。死者4人、負傷者248人、住家の全壊224棟、半壊は4,630棟、一部破損は52,388棟（令和5年3月24日現在）の被害が確認された。また、被害は広範囲に及び、15都県で人的又は住家への被害が確認された。
令和6年 1月1日	2024年	7.6	令和6年能登半島地震	1月1日16時10分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生。死者は238人、負傷者は1,288人、住家全壊2,306棟、住家半壊3,269棟（令和6年1月31日現在）の被害が確認された。

（参考：気象庁、消防庁資料等）

②大規模な水害

本市は「水都」と表現されるように多くの河川が流れている。これにより豊かな環境が恵まれてきた一方で、徳島県が台風の常襲地帯でもあるため、これまで幾度となく水害が発生し、大きな被害を受けてきた。

特に吉野川は、「四国三郎」とも呼ばれ、我が国の3大暴れ川の一つであり、かつては、毎年のように氾濫し、流域の人々を苦しめてきた。その名残として、吉野川流域では高地蔵や高石垣の家が各地に見られる。

また、本市は昭和36年には第二室戸台風による高潮災害で、2万を超える住家が全半壊又は浸水等の被害を受け、当時の徳島市役所東側（現市役所駐輪場付近）で約90cmの浸水を記録する等、甚大な被害にあっている。近年では平成16年10月にも台風23号によって、佐古地区での雨量が排水施設の排水能力を上回ったため、内水氾濫が起きる等、長時間にわたっての浸水被害が発生した。

これら台風や高潮以外でも、短時間での集中豪雨による道路冠水も発生しており、水害による被害を受けやすい地域特性であるため、水害対策は本市の強靱化にとって重要な課題となる。

本市がこれまで被害を受けてきた主な風水害及び近年発生した全国の大規模な風水害を次に示した。

和暦	西暦	災害の原因	被害状況
昭和9年 9月21日	1934年	室戸台風	高知県室戸市に上陸し、被害は北海道を除く全国におよび、徳島県では高潮による大きな被害を受けた。人的被害は徳島市で1人の方が亡くなり、住家では133戸が全壊、81戸が半壊、床上浸水は4,650戸、床下浸水は9,800戸が被害を受けた。
昭和25年 9月3日	1950年	ジェーン台風	徳島県日和佐町（現美波町）に上陸し、大阪湾で高潮が起これ、船舶や家屋が被害を受ける等、全国で大きな被害を残した。人的被害は徳島市で7人の方が亡くなり、行方不明者が6人、負傷者が11人、住家では11戸が全壊、30戸が半壊、流失が3戸、床上浸水は2,414戸、床下浸水は18,958戸が被害を受けた。

（参考：徳島県自然災害誌、徳島地方気象台、気象庁、消防庁資料等）

和暦	西暦	災害の原因	被害状況
昭和36年 9月16日	1961年	第二室戸台風	高知県室戸市に上陸し、徳島県東部を通過して阪神間を抜けた最大級の台風で、徳島県に記録的な高潮被害を残した。人的被害は徳島市で1の方が亡くなり、17人が負傷、住家では118戸が全壊、353戸が半壊、床上浸水は13,867戸、床下浸水は20,864戸が被害を受けた。
平成16年 10月19日～20日	2004年	台風23号	10月20日13時頃、高知県土佐清水市に上陸した台風23号により、徳島県各地では大雨や暴風に見舞われた。このとき徳島市では、19日から20日にかけての総降水量349mm、最大瞬間風速36.1m/sを観測した。人的被害では、農業用水への転落等により、徳島市で2の方が亡くなった。
平成21年 8月9日～10日	2009年	台風9号	日本の南海上を北上する台風9号の影響により、南から暖かく湿った空気が流れ込んだことで、大気の状態が非常に不安定となり、徳島県全域で大雨となった。このとき徳島市では、8月9日から10日にかけて、1時間降水量90.5mmの猛烈な雨を観測し、観測史上第1位となった。人的被害では、用水路への転落等により、徳島市で2の方が亡くなった。
平成25年 9月3日～4日	2013年	温帯低気圧	台風17号から変わった温帯低気圧が四国沖を東進した影響で、南から暖かく湿った空気が流れ込んだことで、徳島県では各地で大雨となった。このとき徳島市では、9月3日から9月4日にかけての総降水量は282mmを観測した。住家への被害では、床上浸水が6棟、床下浸水が26棟が発生した。また、多々羅川の護岸でも一部損傷被害を受けた。
平成26年 8月8日～10日	2014年	台風11号	8月10日6時頃、高知県安芸市付近に上陸した台風11号により、徳島県各地では大雨や暴風に見舞われた。このとき徳島市では、8日から10日にかけての総降水量が466mm、10日に最大瞬間風速33.2m/sを観測した。徳島市では、住家被害で床上浸水が15棟、床下浸水が45棟、土砂災害も1箇所確認された。
平成30年 6月28日～7月8日	2018年	台風7号 梅雨前線	『平成30年7月豪雨』と呼ばれ、西日本を中心に全国の広い範囲で記録的な大雨となり、6月28日から7月8日にかけての総雨量は、四国地方で1,800mm、東海地方で1,200mmを超えた。また、48時間雨量、72時間雨量等が、中国地方や近畿地方等の多くの地点で観測史上第1位となった。この豪雨による河川の氾濫や土砂災害での被害は、全国で死者237人、行方不明者8人、住家の全壊6,767棟、半壊11,243棟、床上浸水7,173棟、床下浸水21,296棟（平成31年1月9日現在）となった。
平成30年 9月4日	2018年	台風21号	9月4日12時頃、徳島県に上陸した台風21号により、徳島県各地では大雨や暴風に見舞われた。徳島市では、4日に最大瞬間風速32.7m/sを観測し、同日の降水量は74.5mm、人的被害は負傷者2人。この台風では、全国的に強風による被害が多発し、強風による転落や転倒、飛来物に当たる等で死者や負傷者が多数出ている。また、大阪湾では高潮が発生し、関西国際空港の滑走路やターミナルが浸水・停電する等の被害を受けた。強風による電柱の倒壊、電線に飛来物が当たり故障する等、停電被害は関西電力圏域の8府県でも発生し、約224万戸以上が停電した。
令和2年 7月3日～7月31日	2020年	令和2年7月豪雨	『令和2年7月豪雨』と呼ばれ、全国各地で記録的な大雨を記録した。熊本県では球磨川水系13箇所での氾濫・決壊により、65の方が亡くなるなど、甚大な被害が発生したほか、全国でも豪雨による被害が多数発生し、死者86人、住家の全壊1,627棟、半壊4,535棟の被害が確認された。

(参考：徳島県自然災害誌、徳島地方気象台、気象庁、消防庁資料等)

和暦	西暦	災害の原因	被害状況
令和3年 9月7日～9月9日	2021年	線状降水帯	海陽町で511.5mm、美波町日和佐で392.5mm（9月7日13時～9日16時）の雨量を観測するなど、徳島県南部で大雨を記録した。8日には線状降水帯が発生し、海陽町では床上浸水15戸、床下浸水51戸の浸水被害が確認された。

（参考：徳島地方気象台、気象庁、消防庁資料等）

③大規模な土砂災害

徳島県は、急峻な地形や脆弱な地質に加えて、台風常襲地帯であることから、大規模な土砂災害にたびたび見舞われ、明治以降、発生した深層崩壊でも大きな被害を受けている。

本市でも眉山周辺や南西部等に山地が広がっており、土砂災害警戒区域も多く指定されている。近年の異常気象を考慮すれば、これまで以上に土砂災害に対する備えの重要性が高まっている。

本市がこれまで被害を受けてきた主な土砂災害を次に示した。

和暦	西暦	災害の原因	被害状況
昭和45年 7月8日	1970年	梅雨前線	四国南岸沿いに停滞していた梅雨前線により大雨が降った。徳島市八万町では土砂災害により1の方が亡くなった。
平成15年 5月31日	2003年	台風4号	5月31日6時30分頃、愛媛県宇和島市付近に上陸した台風4号により、徳島県各地では大雨や暴風に見舞われた。このとき徳島市南佐古では裏山が崩れ、倉庫が1棟全壊する被害が発生した。
平成15年 8月8日	2003年	台風10号	8月8日22時前、高知県室戸市付近に上陸した台風10号だが、徳島県各地では上陸前から大雨や暴風に見舞われた。このとき徳島市飯谷町沖野の県道で山腹が幅約15m、高さ約15mにわたって崩壊した。
平成16年 10月20日	2004年	台風23号	10月19日から徳島県内では台風23号による大雨や暴風に見舞われた。このとき徳島市でも19日から多量の降雨を記録し、20日11時頃から14時頃にかけて、市内の複数箇所でがけ崩れが発生し、人的被害はなかったものの、住家被害（半壊1棟、一部被害3棟）が発生した。

（参考：徳島県自然災害誌、徳島地方気象台、気象庁、消防庁資料等）

④大雪による災害

徳島県は、冬期についても比較的温暖であり年間降雪量も少ないが、近年の異常気象により、大雪による災害が発生する可能性が高まっている。平成26年12月に、県西部の山間部を中心に降った雪は、広範囲にわたって沿道の木々を倒したため、道路の通行止めや電気、電話の途絶を引き起こし、長期にわたり多くの集落が孤立したところであり、改めて、本市でも大雪災害に対する備えの必要性が認識された。

本市がこれまで被害を受けてきた主な雪害（凍害）を次に示した。

和暦	西暦	被害状況
平成12年 1月26日～27日	2000年	1月26日から冬型の気圧配置となり、強い寒気が流入し、27日9時には徳島市で3cmの積雪を観測した。この雪により市内各地では渋滞が発生し、国道55号で15km～20km、国道11号では10km以上、国道192号でも5km～7kmの渋滞が観測された。

（参考：徳島県自然災害誌、徳島地方気象台資料等）

和暦	西暦	被害状況
平成15年 1月4日～5日 及び 1月29日～30日	2003年	<p>1月4日から強い冬型の気圧配置となり、徳島県の上空約5,500mに-30°C前後の強い寒気が流れ込んだため、県北部と山地を中心に大雪となり、徳島市でも5日9時に最深積雪4cmを観測した。5日朝には徳島市営バス86便が運休になる等、交通への影響も大きく、各地では渋滞やスリップ事故が発生した。</p> <p>1月29日から30日にかけても強い冬型の気圧配置となり、徳島県では広い範囲で積雪となった。徳島市でも29日9時に最深積雪3cmを観測し、日中から夜にかけて雪は断続的に降り、夕方から降った雪は踏み固められ凍結した。帰宅ラッシュと重なり、県北部で記録的な大渋滞（国道11号と国道55号南行き17km、北行き11km、国道192号12km等）となり、解消したのが翌日の所もあった。徳島市営バスの全線475便が運休になる等、交通への影響も大きく、渋滞やスリップ事故が発生した。</p>
平成17年 12月17日～18日	2005年	<p>12月17日から18日にかけて、四国地方の上空約5,500m付近に-36°C以下の非常に強い寒気が流れ込み、冬型の気圧配置が強まったため、徳島県全域で大雪となった。徳島市でも18日3時に積雪6cmを観測し、12月の最深積雪としては過去3番目（当時）の積雪を記録した。また、日最低気温は18日0時35分に-1.2°Cを観測している。徳島市営バス等の路線バスや、徳島市発の高速バスが午前中を中心に運休となるなど、交通網も麻痺した。</p>
平成26年 12月5日～6日	2014年	<p>12月5日から6日にかけて、西日本の上空約5,500mに-30°C以下の強い寒気が流れ込み、強い冬型の気圧配置となって徳島県西部の山地を中心に大雪となった。このとき倒木や電柱が折れた影響で道路が通行不可となり、三好市、東みよし町、つるぎ町の一部で孤立集落が発生し、電柱が折れた影響で停電も起きた。また、吉野川市の高越山で2人が死亡。国道192号の愛媛県との県境付近で、動けなくなった車が複数台発生し、50台の大型トレーラーやトラック等が立ち往生したため、通行止めとなった。</p>

(参考：徳島県自然災害誌、徳島地方気象台資料等)

3 対象とする自然災害（想定するリスク）

対象とする自然災害に関しては、本市の特性や次の5つの事項を踏まえる。

- ◆ 南海トラフ地震の今後 30 年以内にM8～9クラスの発生確率が 70～80%となっていること
- ◆ 中央構造線活断層帯等の活断層を震源とする直下型地震も懸念されること
- ◆ 平成 30 年に発生した7月豪雨や台風 21 号など、近年の台風は大型化し、集中豪雨が激化していることから、本市でも河川及び内水の氾濫、高潮による被害、また土砂災害の発生等が懸念されること
- ◆ 雪に不慣れな地域である故、事故等の多発などが懸念されること
- ◆ これらの災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生が懸念されること

以上のことから、本市が想定する災害及びその規模等は、次のように決定する。

主な大規模自然災害		想定する規模等
南海トラフ地震・津波		<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震・津波については、内閣府「南海トラフの巨大地震検討会」が公表した「想定震源断層域」に基づき、地震はM9.0、津波はM9.1とする。 ・南海トラフの東側の領域でM8.0の地震が発生し、7日以内に後発地震発生の可能性が相対的に高まった場合を想定（臨時情報の発表）。
中央構造線・活断層地震等 (直下型地震等)		中央構造線断層帯で想定される最大クラスの地震（M7.7）とする。
台風・梅雨前線 豪雨・大雪等	大規模風水害 (高潮・洪水等)	想定しうる最大規模の降雨や高潮等による風水害を想定。例えば、連続雨量が1,000ミリを超える大雨や100ミリの雨量が数時間継続する大雨による堤防の決壊、線状降水帯による局地的な集中豪雨等。
	大規模土砂災害	人的被害の発生する深層崩壊等を想定。これにより形成された天然ダムによる湛水及び決壊も想定。
	大雪災害	短期間での除雪が困難となる、又は着雪により大量の倒木が発生し、道路の通行止めや電気・電話等が途絶する事態が広域で発生する大雪を想定。
複合災害		台風が連続して襲来する場合や、豪雨で緩んだ地盤が地震によって崩れる土砂災害の発生（胆振東部地震等）、南海トラフ地震により被災した施設の復旧が進まず、その後の異常気象で繰り返し大規模な災害が発生すること（地震により地盤沈下した地域が、豪雨災害により浸水被害に遭う）等を想定。

上記で示した、想定する規模等については、南海トラフ地震・津波の被害想定（徳島県想定）、中央構造線・活断層地震の被害想定（徳島県想定）、大規模風水害（国及び徳島県想定）の吉野川等8河川の洪水時最大規模の浸水想定）、大規模土砂災害（本市作成の土砂災害ハザードマップ）を参考とする。なお、別紙2の「その他資料編」に各災害による被害想定等の関連資料を示した。

4 施策分野の決定

評価を行う個別施策分野及び横断的分野は、基本計画の施策分野を参考に次の5つの個別施策分野と5つの横断的分野とした。

(1) 個別施策分野

個別 施 策	①行政施策分野	行政機能 警察・消防等
	②住環境分野	住宅・都市 環境
	③保健医療・福祉分野	保健医療・福祉
	④産業分野	エネルギー 金融 情報通信 産業構造 農林水産
	⑤国土保全・交通分野	交通・物流 国土保全 土地利用

(2) 横断的分野

横 断 的 施 策	①リスクコミュニケーション分野	様々なリスクコミュニケーション施策
	②人材育成分野	民間の人材確保・育成等
	③官民連携分野	さまざまな官民連携施策
	④長寿命化対策分野	公共土木施設等の老朽化対策等
	⑤研究開発分野	簡易耐震化 LED製品等

なお、研究開発分野については、現在のところ、本市の既存施策では該当する施策が無い
ため、今後本計画を推進する上で、国・県等の動向を踏まえ、該当する新たな施策を検
討していく。

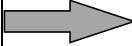



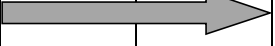

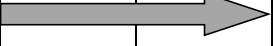
5 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、最悪の事態を想定した上で、総合的かつ客観的に行うものとされている。
起きてはならない最悪の事態に関しては、想定したリスク及び本市の特性を踏まえて、6
つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして31の「起きてはなら
ない最悪の事態」を次のように設定した。

(1) 事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムが決壊など）や大雪等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による地域経済への甚大な影響
		4-2 重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
		4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・経済活動への甚大な影響
		4-5 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-6 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3 都市ガス供給・石油・LPG等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5 基幹的な陸上・海上・航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

(2) 6つの事前に備えるべき目標の時間軸上の整理

事前に備えるべき目標		復興事前準備	災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ					
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ					
3	必要不可欠な行政機能を確保する					
4	経済活動を機能不全に陥らせない					
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる					
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する					

「起きてはならない最悪の事態」を念頭に、この最悪の事態を回避するために現在実施されている施策を洗い出し、現状の脆弱性の分析・評価を行う。

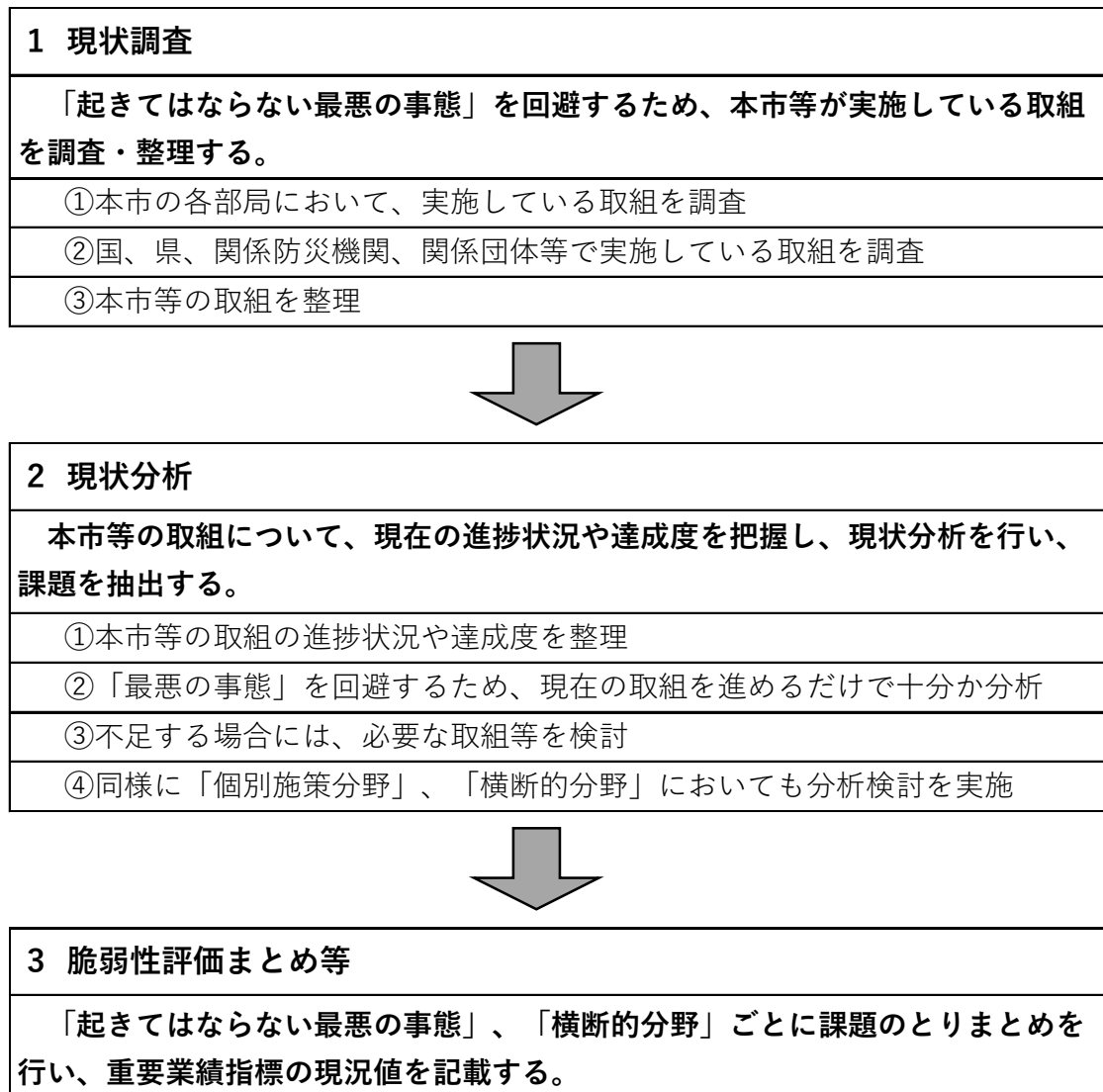
6 重要業績指標 (KPI : Key Performance Indicator) の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群（以下「プログラム」という。）の達成度や進捗を把握するため、プログラムごとに重要業績指標をできるだけ多く選定した。重要業績指標は、指標とプログラムの関連性（直接性、有益性）、指標と施策の関連性（寄与性、妥当性）及び指標の特性（客観性、実践性）の観点に着目して選定し、脆弱性評価や、今後これを踏まえて、推進する施策の進捗管理に活用する。

なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や進捗を把握するための重要な手段であることから、今後プログラムの進捗管理に活用するにあたり、精度の向上等、内容の向上を図るべく継続的に見直しを行うこととする。

7 脆弱性評価の実施手順

脆弱性評価は、次の手順により整理するものとする。



8 脆弱性評価結果

脆弱性の評価にあたって活用する施策及び重要業績指標とその現状値・目標値は、別紙1のとおりである。また、脆弱性評価結果は別紙3のとおりである。

第4章 国土強靱化の推進方針

●プログラムごとの推進方針

「本市の強靱化を推進する上での基本的な方針」を念頭に置きながら、起きてはならない最悪の事態を回避するために、今後、何をすべきか必要となる施策を検討し、プログラムごとに推進方針としてとりまとめ、あわせて重要業績指標について目標値を設定した。（「事前に備えるべき目標」の中で関連の深いプログラムについてはまとめることとした。）

●施策の重点化

31のプログラムについては、本市が直面するリスクを踏まえて、いかなる大規模自然災害が発生しようとも4つの基本目標を達成するための、プログラムの重点化を行うこととする。

【推進方針の取りまとめイメージ】

個別施策分野

STEP1		STEP2～STEP3					STEP4		STEP5		
基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	個別施策分野					プログラム		重点化すべきプログラム	
			行政施策	住環境	保健医療・福祉	産業	国土保全・交通	脆弱性評価	対応方針		
① ② ③ ④ 人本市迅速の命及市民の保及び護社が最大限な図られ能るが致命的な障害を受けず維持される	1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 ○・・・	1-1. ○○○・・・の5分野に細別した詳細内容列記					脆弱性の評価	対応方針の検討		
		1-2 ○・・・	1-2. ○○○・・・の5分野に細別した詳細内容列記								
										
	6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 ○・・・	6-1. ○○○・・・の5分野に細別した詳細内容列記								
		6-2 ○・・・	6-2. ○○○・・・の5分野に細別した詳細内容列記								

個別施策分野ごとの評価

【推進方針の構成内容】

次ページ以降に掲載する、推進方針の構成内容を以下に示す。

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

対象とするプログラム：1-1,1-2,1-3

1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

<要点>

住宅・建築物の耐震化や防火用設備の整備を推進し、警察、消防等による救助・救急活動体制の充実強化を図り、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、地域防災力（自助・共助）の強化に努め、建築物等の倒壊や火災、津波による死傷者の発生を防ぐ。

また、大規模津波発生時に素早い避難ができるよう、市民への津波情報伝達体制の整備を進めるとともに、市民の津波避難意識の向上を図るため、避難訓練を重ね、災害時要配慮者対策も促進する。さらに、必要に応じて津波避難路・避難場所の整備を検討するとともに、国及び県と連携して海岸、河川堤防の整備を進める。

- ① 「事前に備えるべき目標」の名称
- ② 対象とするプログラム名（この場合は1-1、1-2、1-3が対象）
- ③ プログラムに示されているリスクへの対策を要点としてまとめたもの

住宅・建築物・交通施設の耐震化 -----

【住宅・建築物の耐震化促進等】

施策 No.30（他の該当プログラム：4-2）

・災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業により、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修、ブロック塀・瓦屋根の安全対策、含有アスベスト調査・除去、狭あい道路の整備等を促進する。

- ④ 対応方針の分類名（耐震化、津波対策、インフラ整備等の分類）
- ⑤ 施策名等
- ⑥ 各施策に割り当てた番号（⑩と同一）※施策一覧表は別紙1を参照
- ⑦ 他の該当するプログラムの番号
- ⑧ 施策の概要

指標名	⑨ 施策 No	⑪ 指標 性質	⑫ 現状値	⑬ 目標値	⑭ 担当	
					部局	課
事業用地取得率(面積ベース)	28	累計	90.12% <R5>	100% <R7>	都市建設部	道路建設課
危険な空き家の除却数	29	累計	220件 <R5>	340件 <R10>	都市建設部	建築指導課
住宅・建築物の耐震化促進等	30	累計	1,310件 <R5>	1,920件 <R10>	都市建設部	建築指導課
四国横断自動車道周辺対策	33	累計	69% <R5>	97.4% <R10>	都市建設部	広域道整備課
徳島環状道路周辺対策		累計	4% <R5>	100% <R7>	都市建設部	広域道整備課

- ⑨ 各施策における指標の名称
- ⑩ 各指標を設定している施策に割り当てた番号（⑥と同一）
- ⑪ 指標性質（指標の数値が性質（単年、累計など）を示す）
- ⑫ 現状値（年度のみ記載の場合は、年度末を意味する（例：R5→令和5年度末））
- ⑬ 目標値（年度のみ記載の場合は、年度末を意味する（例：R10→令和10年度末））
- ⑭ 各施策の担当部局及び課

1

あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

対象とするプログラム：1-1,1-2,1-3

1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

< 要点 >

住宅・建築物の耐震化や防火用設備の整備を推進し、警察、消防等による救助・救急活動体制の充実強化を図り、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、地域防災力（自助・共助）の強化に努め、建築物等の倒壊や火災、津波による死傷者の発生を防ぐ。

また、大規模津波発生時に素早い避難ができるよう、市民への津波情報伝達体制の整備を進めるとともに、市民の津波避難意識の向上を図るため、避難訓練を重ね、災害時要配慮者対策も促進する。さらに、必要に応じて津波避難路・避難場所の確保を検討するとともに、国及び県と連携して海岸、河川堤防の整備を進める。

住宅・建築物・交通施設の耐震化 -----

【住宅・建築物の耐震化促進等】

施策 No.33（他の該当プログラム：4-2）

- ・災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業により、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修、ブロック塀・瓦屋根の安全対策、含有アスベスト調査・除去、狭あい道路の整備等を促進する。

避難路等の整備・安全対策 -----

道路施設等の整備により、災害時の住民の避難路や緊急車両の経路における安全性を確保するとともに、密集市街地における延焼を防ぐ防火帯としても効果が見込まれる。

【無電柱化の促進】

施策 No.24（他の該当プログラム：1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

- ・防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成等の観点から実施されてきたが、近年、災害の激甚化・頻発化、高齢者・障害者の増加等により、その必要性が増している。無電柱化事業は、昭和61年の第1期から平成29年の第6期まで実施し、徳島市では4.9kmが整備されており、今後も無電柱化を促進していく。

【都市計画道路の整備】

施策 No.28（他の該当プログラム：1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

- ・住吉万代園瀬橋線（南昭和工区）事業用地取得のため、地権者と交渉を進め、R7年度末の事業用地取得完了を目指している。

【四国横断自動車道周辺対策】

施策 No.29（他の該当プログラム：1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

- ・四国横断自動車道の建設に伴い、周辺地域にもたらされる地域分断等の影響を軽減し整備促進を図るため、各地区対策協議会と設計協議で同意に至った道路、水路等の整備事業を行う。

【徳島環状道路周辺対策】

施策 No.30（他の該当プログラム：1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

- ・徳島環状道路の建設に伴い、周辺地域にもたらされる地域分断等の影響を軽減し整備促進を図るため、各地区対策協議会と設計協議で同意に至った道路、水路等の整備事業を行う。

防火対策の推進、消防防災施設等の整備 -----

【老朽建築物の安全対策の促進】

施策 No.34（他の該当プログラム：なし）

- ・長年放置され、地域の景観を悪化、老朽化による倒壊のおそれがある管理不十分な危険な空き家対策に取り組むことで、地域の景観及び防災力向上を図る。

【消防団員の確保】

施策 No.60（他の該当プログラム：2-1,3-1）

- ・地域防災の中核として必要とされる消防団員を確保するため、消防団活動についての普及啓発や入団促進活動に積極的に取り組む。

【消防車両等の適正な維持管理】

施策 No.61（他の該当プログラム：1-4,1-5,2-1）

- ・消防活動体制を維持するため、消防車両及び資機材等の適切な点検整備や必要に応じた更新を行う。

【119番通報受理体制の充実】

施策 No.63（他の該当プログラム：1-4,1-5）

- ・聴覚・言語障害者向け NET119 緊急通報システムや、外国人向け三者間同時通訳システムの普及を図るとともに、民間通報事業者等とも連携して通報受理に係る体制を構築し、誰もが質の高い消防・救急サービスを受けられるよう 119 番通報受理体制を充実させる。



徳島市 NET119 緊急通報システムのイメージ図

【高機能消防指令センターの安定的な運用】

施策 No.64（他の該当プログラム：1-4,1-5,2-6）

- ・高機能消防指令センターを安定的に運用するためシステム等の保守点検を行うとともに、耐用年数を迎えた機器の更新のため、10年ごとに全面更新（5年ごとに中間更新）を行い、119番通報に適切に対処する。

【住宅防火対策の推進】

施策 No.66（他の該当プログラム：なし）

- ・住宅用火災警報器の設置及び既設世帯に対する適切な維持管理についての普及啓発を図る。

避難体制の強化

【災害種別図記号による避難場所標識板の設置】

施策 No.50（他の該当プログラム：1-4,1-5）

- ・災害時に市民等に対して迅速な避難誘導を行うとともに、平時においても避難への認識を高めるため、避難場所であるコミュニティセンター及び市立小・中・高校に、どの災害での避難場所であるかを示す標準化されたピクトグラム標識板を設置している。今後は、新たな設置箇所の選定や既設標識板の維持補修を続ける必要がある。



災害時の避難所
（八万コミュニティセンター）

【災害情報伝達体制の維持】

施策 No.65（他の該当プログラム：1-4,1-5,5-1）

- ・徳島市防災ラジオや災害情報案内サービス等の多様な情報伝達手段を用い、災害情報を的確に市民に伝達する体制を維持する。

地域防災力の強化

【家具転倒防止対策】

施策 No.51（他の該当プログラム：なし）

- ・地震発生時に家具等の転倒による被災を軽減するため、家具転倒防止器具を自身で取り付けることが難しい高齢者や障害者のいる世帯を対象に、家具転倒防止器具の取り付けを支援する。

【地域防災力向上のための自主防災組織活動促進】

施策 No.52（他の該当プログラム：1-4,1-5,3-1）

- ・市内全地区に自主防災連合組織が結成されているが、地域住民の自主防災活動に関する理解促進を図るため、パンフレット等を配布し、自主防災組織を未だ結成していない町内会等に対する啓発を実施する。



家具転倒防止対策推進（家具固定）
事業パンフレット

【防災研修会の開催】

施策 No.53（他の該当プログラム：1-4,1-5,3-1）

- ・市民への防災知識の普及啓発による地域防災力の強化を図ることを目的として、毎年1回、町内会、自主防災組織、その他市民等を対象に「市民防災研修会」を実施している。今後は、災害状況の変動に伴い、ニーズに即した研修内容を選定する必要がある。

≪横断的分野に含まれる施策≫

<リスクコミュニケーション分野>

【福祉避難所の拡充】施策 No.15

【地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進】施策 No.16

【要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進】施策 No.41

【無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保】施策 No.54

※施策概要及び重要業績指標は p.52～p.53 参照

<人材育成分野>

【徳島市民総合防災訓練】施策 No.55

【防災サポーターの登録育成】施策 No.56

【防火・防災意識の普及啓発】施策 No.67

※施策概要及び重要業績指標は p.54～p.55 参照

<官民連携分野>

【避難支援マップの作成】施策 No.57

【地区別津波避難計画の策定】施策 No.58

※施策概要及び重要業績指標は p.56 参照

<長寿命化対策分野>

【コミュニティセンター・支所の耐震化及び整備】施策 No.2

【橋りょうの定期点検】施策 No.25

【緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化】施策 No.26

【「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく橋りょうの長寿命化】施策 No.27

【災害対策連絡所への避難道路点検】施策 No.31

【道路ストックの長寿命化】施策 No.32

【公営住宅の長寿命化等】施策 No.35

【学校施設の長寿命化】施策 No.69

【学校施設の防災機能強化】施策 No.70

※施策概要及び重要業績指標は p.57～p.59 参照

≪本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な指標≫

【徳島東部都市計画区域マスタープランの策定】関連指標 No.1

【緊急輸送道路等における橋梁（15m以上）の耐震化率】関連指標 No.2

【無電柱化した徳島市内の道路の延長(累計)】関連指標 No.3

【徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備】関連指標 No.8

【津波避難対策緊急事業計画の策定支援】関連指標 No.10

【広域防災拠点となる県営都市公園設備の防災機能強化（対象3公園）】関連指標 No.11

【鉄道高架事業の推進】関連指標 No.12

【吉野川・今切川の地震・津波対策の促進】関連指標 No.13

【水門・樋門等の自動化・閉鎖率】関連指標 No.14

※指標概要及び重要業績指標は p.60～p.64 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
無電柱化した市道の延長	24	—	計画促進	計画促進	都市建設部	道路建設課
事業用地取得率(面積ベース)	28	累計	90.12% 〈R5〉	100% 〈R7〉	都市建設部	道路建設課
四国横断自動車道周辺対策進捗率	29	累計	81% 〈R5〉	97.4% 〈R10〉	都市建設部	広域道整備課
徳島環状道路周辺対策進捗率	30	累計	10% 〈R5〉	100% 〈R7〉	都市建設部	広域道整備課
既存木造住宅の耐震改修工事等件数	33	累計	1,414件 〈R5〉	1,920件 〈R10〉	都市建設部	建築指導課
危険な空き家の除却数	34	累計	241件 〈R5〉	340件 〈R10〉	都市建設部	建築指導課
家具転倒防止対策事業実施世帯数	51	累計	推進(942世帯) 見込み 〈R5〉	推進 〈R10〉	危機管理局	防災対策課
自主防災組織加入者率	52	累計	43.23% 見込み 〈R5〉	47.0% 〈R10〉	危機管理局	防災対策課
消防団員の定員に対する充足率	60	累計	88.4% 〈R5〉	89.9% 〈R10〉	消防局	総務課
消防車両の現有数維持	61	単年	55台 〈R5〉	55台 〈R10〉	消防局	警防課
住宅用火災警報器の設置率	66	累計	85.7% 〈R5〉	90% 〈R10〉	消防局	予防課

対象とするプログラム：1-4,1-5	
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や大雪等による多数の死傷者の発生
<p><要点></p> <p>令和3年度に全戸配布した徳島市洪水・高潮ハザードマップを活用して防災啓発を図るとともに、防災訓練を実施することにより安全な避難体制を確立し、浸水による人的被害を防ぐとともに長期浸水に備えるため、公共土木施設等の長寿命化対策等を推進し、防災インフラの損壊等の防止を図る。</p> <p>また、治山・砂防事業等の土砂災害対策及び国土保全機能を発揮する森林整備を推進し、特に要配慮者利用施設や避難路・避難施設に対する保全を図るとともに、土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備を促進する。</p> <p>大雪等に伴う倒木によるライフラインの途絶や地域の孤立が発生した場合でも、被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の整備を図る。</p>	

事前の防災力強化

【予防接種の推進】

施策 No.18（他の該当プログラム：2-3,2-7）

- ・大規模な浸水被害が発生した場合や避難所等において感染症の発生・蔓延を予防するため、平時から予防接種を推進する。

【都市浸水対策】

施策 No.37（他の該当プログラム：なし）

- ・都市下水路及び公共下水道（雨水）を整備し内水排除を図ることで、市街地における浸水被害の軽減を図る。

【下水道施設の地震対策・災害対策】

施策 No.38,40（他の該当プログラム：2-7,5-4）

- ・頻発化・激甚化する水災害の発生に備え、既存ポンプ場施設の耐水化対策を実施することで、雨水排水機能不全による浸水や、汚水による周辺環境等の汚染を防ぐとともに、下水道関係者等の安全を確保する。また、徳島市下水道総合地震対策計画に基づき、処理場・ポンプ場施設及び管路施設の耐震対策を実施しておくことで、南海トラフ地震などの大規模地震による被害を軽減し、地震災害後に洪水・高潮等が発生した場合の機能停止を防ぐ。

安全な避難体制の確立

再掲の施策

【災害種別図記号による避難場所標識板の設置】

施策 No.50（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3）

施策概要は p.21 参照

【119番通報受理体制の充実】

施策 No.63（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3）

施策概要は p.20 参照

【災害情報伝達体制の維持】

施策 No.65（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,5-1）

施策概要は p.21 参照

避難路等の整備・安全対策 -----

道路施設等の整備により、災害時における避難路の安全性を確保する。

再掲の施策

【無電柱化の促進】

施策 No.24 (他の該当プログラム : 1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3)

施策概要は p.19 参照

【都市計画道路の整備】

施策 No.28 (他の該当プログラム : 1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3)

施策概要は p.19 参照

【四国横断自動車道周辺対策】

施策 No.29 (他の該当プログラム : 1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3)

施策概要は p.19 参照

【徳島環状道路周辺対策】

施策 No.30 (他の該当プログラム : 1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3)

施策概要は p.20 参照

地域防災力の強化 -----

自主防災組織の活動を推進することにより、地域における防災力を強化する。

再掲の施策

【地域防災力向上のための自主防災組織活動促進】

施策 No.52 (他の該当プログラム : 1-1,1-2,1-3,3-1)

施策概要は p.21 参照

【防災研修会の開催】

施策 No.53 (他の該当プログラム : 1-1,1-2,1-3,3-1)

施策概要は p.22 参照

消防力の強化 -----

再掲の施策

【消防車両等の適正な維持管理】

施策 No.61 (他の該当プログラム : 1-1,1-2,1-3,2-1)

施策概要は p.20 参照

【高機能消防指令センターの安定的な運用】

施策 No.64 (他の該当プログラム : 1-1,1-2,1-3,2-6)

施策概要は p.21 参照

《横断的分野に含まれる施策》

<リスクコミュニケーション分野>

【福祉避難所の拡充】 施策 No.15

【地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進】 施策 No.16

【無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保】 施策 No.54

【要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進】 施策 No.41

※施策概要及び重要業績指標は p.52～p.53 参照

<人材育成分野>

【防火・防災意識の普及啓発】施策 No.67

【防災サポーターの登録育成】施策 No.56

※施策概要及び重要業績指標は p.54～p.55 参照

<官民連携分野>

【避難支援マップの作成】施策 No.57

※施策概要及び重要業績指標は p.56 参照

<長寿命化対策分野>

【コミュニティセンター・支所の耐震化及び整備】施策 No.2

【道路ストックの長寿命化】施策 No.32

【下水道施設の老朽化対策】施策 No.39

【災害対策連絡所への避難道路点検】施策 No.31

※施策概要及び重要業績指標は p.57～p.59 参照

《本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な指標》

【無電柱化した徳島市内の道路の延長(累計)】関連指標 No.3

【徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備】関連指標 No.8

【吉野川・今切川の整備の促進】関連指標 No.15

【県管理河川（重点対策河川）の整備の推進】関連指標 No.16

【危機管理型水位計の整備】関連指標 No.17

【洪水浸水想定区域図の作成】関連指標 No.18

【洪水タイムラインの作成】関連指標 No.19

【海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食対策の推進】関連指標 No.20

【老朽化対策に着手した施設数（排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、漁港施設）】関連指標 No.21

【土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全施設数（累計）】
関連指標 No.22

【土砂災害警戒区域の指定率】関連指標 No.23

【農業用ため池に関するデータベース整備・周知】関連指標 No.24

※指標概要及び重要業績指標は p.60～p.64 参照

●重要業績指標●

指標名	施策No	指標性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
予防接種者数・接種率の増加	18	単年	R4年度1期 97.6% R4年度2期 93.4%	95% 〈R10〉	子ども未来部	子ども健康課
◆無電柱化した市道の延長	24	—	計画促進	計画促進	都市建設部	道路建設課
◆事業用地取得率(面積ベース)	28	累計	90.12% 〈R5〉	100% 〈R7〉	都市建設部	道路建設課
◆四国横断自動車道周辺対策進捗率	29	累計	81% 〈R5〉	97.4% 〈R10〉	都市建設部	広域道整備課
◆徳島環状道路周辺対策進捗率	30	累計	10% 〈R5〉	100% 〈R7〉	都市建設部	広域道整備課
都市浸水対策整備面積	37	累計	2,460ha 〈R5〉	2,465ha 〈R10〉	都市建設部 上下水道局	河川水路課 下水道整備課
下水道施設の耐震診断実施率	38	累計	59施設 (56%) 〈R5〉	105施設 (100%) 〈R10〉	上下水道局	下水道整備課
耐水化対策済みの都市下水路ポンプ場箇所数	40	累計	4か所 〈R5〉	9か所 〈R8〉	都市建設部	河川水路課
都市下水路ポンプ場の耐震診断実施件数		累計	5件 〈R5〉	9件 〈R10〉	都市建設部	河川水路課
◆自主防災組織加入者率	52	累計	43.23% 見込み 〈R5〉	47.0% 〈R10〉	危機管理局	防災対策課
◆消防車両の現行数維持	61	単年	55台 〈R5〉	55台 〈R10〉	消防局	警防課

◆印の施策は再掲のものを示す

2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

対象とするプログラム：2-1

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

<要点>

警察、消防、自衛隊等における災害対応能力の強化等に合わせて、県、県内外の他市町村、その他関係機関との訓練実施等により連携強化を図る。また、自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足を補うため、消防団や自主防災組織の充実強化も推進する。

災害対応能力の強化

【徳島市地域防災計画の改定】

施策 No.42（他の該当プログラム：なし）

- ・災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、徳島市域に係る災害対策に関し、災害予防、災害応急対策、災害復旧対策等について必要な事項を定める。防災関係組織の総力を結集して、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を最小限に止め、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資する計画とするため、毎年度検討を加え、必要な修正を行う。

消防力の強化

再掲の施策

【消防団員の確保】

施策 No.60（他の該当プログラム：1-2,3-1）

施策概要は p.20 参照

【消防車両等の適正な維持管理】

施策 No.61（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5）

施策概要は p.20 参照

《横断的分野に含まれる施策》

<人材育成分野>

【応急手当の普及啓発】 施策 No.62

※施策概要及び重要業績指標は p.54～p.55 参照

<長寿命化対策分野>

【消防施設の適正な維持管理】 施策 No.59

※施策概要及び重要業績指標は p.57～p.59 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	指標性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
◆消防団員の定員に対する充足率	60	累計	88.4% <R5>	89.9% <R10>	消防局	総務課
◆消防車両の現有数維持	61	単年	55台 <R5>	55台 <R10>	消防局	警防課

◆印の施策は再掲のものを示す

対象とするプログラム：2-2,2-4,2-5,2-6	
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
<p><要点></p> <p>県、県内外の他市町村、その他関係機関との相互応援体制を構築するなど、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できる体制を整備し、交通網の寸断に備えたヘリコプターの受援体制の強化を図り、医療機能の麻痺を防ぐ。</p> <p>救助・救急、医療活動に支障が出ないよう、防災拠点等における電力確保対策、緊急通行車両や災害拠点病院等への燃料供給体制の整備を図る。</p> <p>高規格道路のミッシングリンクの解消、緊急輸送道路等の耐震化、無電柱化を推進することで、食料等の供給不足を防ぐとともに、家庭や地域・市・県、それぞれの役割に応じた備蓄を推進する。さらに、物資調達・供給体制を構築し、救援物資の輸送を確保するため、道路や港湾の機能強化を図る。</p> <p>帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保や機能強化を推進するとともに、企業や学校において、食料や水の備蓄を促進する。</p> <p>孤立集落の発生を防止するため、生命線道路・河川の整備、土砂災害対策や緊急輸送道路を強化する。</p>	

災害時のエネルギー確保

【コミュニティセンター・支所への太陽光パネル・蓄電池設置】

施策 No.3（他の該当プログラム：5-2）

- ・避難拠点施設や災害対策連絡所となっているコミュニティセンターや支所における太陽光パネル・蓄電池の整備を図る。

【再生可能エネルギーの普及促進】

施策 No.7（他の該当プログラム：5-2）

- ・住宅用太陽光発電システムに、家庭用蓄電システムや電気自動車用充電設備の設置に対する補助を追加することで、再生可能エネルギーの普及に繋げ、災害時に強い地域づくりに努める。

飲料水の確保

【飲料水兼用耐震性貯水槽の維持管理】

施策 No.43（他の該当プログラム：なし）

- ・蔵本公園駐車場、津田小学校校庭及び新町川公園に整備している飲料水兼用耐震性貯水槽について、毎年点検を実施するとともに、必要に応じて応急給水資材の修繕・補修を行う。

農業生産基盤の強化

【中山間地域等直接支払事業による支援】

施策 No.20（他の該当プログラム：4-4,4-6）

- ・中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することで、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援し、中山間地域等における農用地の減少と耕作放棄地の発生を防止する。

消防指令機能の維持 -----

再掲の施策

【高機能消防指令センターの安定的な運用】

施策 No.64（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5）

施策概要は p.21 参照

交通網の維持 -----

道路施設等の整備により、災害発生後の支援ルート等の安全性を確保する。

再掲の施策

【無電柱化の促進】

施策 No.24（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.19 参照

【都市計画道路の整備】

施策 No.28（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.19 参照

【四国横断自動車道周辺対策】

施策 No.29（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.19 参照

【徳島環状道路周辺対策】

施策 No.30（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.20 参照

救助・救急、医療活動の維持 -----

【災害用備蓄燃料及び備蓄水量の増量】

施策 No.72（他の該当プログラム：なし）

- ・大規模災害発生時における災害拠点病院としての機能維持のため、非常用発電機用の燃料備蓄タンクの新設、及び上水受水槽を増設した。今後は、燃料タンクの油面及び受水槽の水位の確認を継続する。燃料タンクについては、受変電設備年次精密点検等で消費した燃料の補充を行う。

【災害用備蓄品（3日分の食糧の確保及び災害時に必要な備品の確保）】

施策 No.73（他の該当プログラム：なし）

- ・災害拠点病院は食糧を3日間備蓄することが指定要件となっているため、食糧の確保及び災害時に必要な備品を常時確保している。今後は、賞味期限切れを迎える食料や、使用期限を迎える非常用トイレ凝固剤の買い換え及び、災害想定に合わせた備蓄物品の確保が必要である。

《横断的分野に含まれる施策》

＜リスクコミュニケーション分野＞

【無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保】 施策 No.54

※施策概要及び重要業績指標は p.52～p.53 参照

<官民連携分野>

【受援計画の策定】施策 No.44

※施策概要及び重要業績指標は p.56 参照

<長寿命化対策分野>

【橋りょうの定期点検】施策 No.25

【緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化】施策 No.26

【「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく橋りょうの長寿命化】施策 No.27

【災害対策連絡所への避難道路点検】施策 No.31

【道路ストックの長寿命化】施策 No.32

【水道施設の耐震化】施策 No.74

※施策概要及び重要業績指標は p.57～p.59 参照

≪本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な指標≫

【緊急輸送道路等における橋梁（15m以上）の耐震化率】関連指標 No.2

【無電柱化した徳島市内の道路の延長(累計)】関連指標 No.3

【徳島南部自動車道（徳島 JCT～徳島沖洲間）の整備】関連指標 No.4

【徳島南部自動車道（徳島沖洲～小松島間）の整備】関連指標 No.5

【徳島南部自動車道 津田地区への追加 IC 設置】関連指標 No.6

【徳島環状道路（延長約 35km）の整備】関連指標 No.7

【徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備】関連指標 No.8

【徳島沖洲 IC と複合一貫輸送ターミナルを直結する臨港道路の整備】関連指標 No.9

【広域防災拠点となる県営都市公園設備の防災機能強化（対象 3 公園）】関連指標 No.11

【吉野川・今切川の地震・津波対策の促進】関連指標 No.13

【水門・樋門等の自動化・閉鎖率】関連指標 No.14

【県管理河川（重点対策河川）の整備の推進】関連指標 No.16

【BCP 策定病院数】関連指標 No.25

※指標概要及び重要業績指標は p.60～p.64 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
徳島市域における住宅用太陽光発電システム設置件数	7	累計	7,361件 (73.6%) 〈R5〉	9,200件 (92%) 〈R10〉	環境部	環境保全課
中山間地域等直接支払事業対象農用地面積	20	累計	365,736㎡ 〈R5〉	365,736㎡ 〈R6〉	経済部	農林水産課
◆無電柱化した市道の延長	24	—	計画促進	計画促進	都市建設部	道路建設課
◆事業用地取得率(面積ベース)	28	累計	90.12% 〈R5〉	100% 〈R7〉	都市建設部	道路建設課
◆四国横断自動車道周辺対策進捗率	29	累計	81% 〈R5〉	97.4% 〈R10〉	都市建設部	広域道整備課
◆徳島環状道路周辺対策進捗率	30	累計	10% 〈R5〉	100% 〈R7〉	都市建設部	広域道整備課
耐震性貯水槽点検施設数	43	単年	3箇所/年 〈R5〉	3箇所/年 〈R10〉	危機管理局	危機管理課
非常用発電機用燃料 (A重油) 備蓄量	72	単年	3.0日分 〈R5〉	3.0日分 〈R10〉	病院局	総務管理課
上水受水槽保有水量		単年	3.0日分 〈R5〉	3.0日分 〈R10〉	病院局	総務管理課
災害用備蓄品 (3日分の食糧の確保及び災害時に必要な備品の確保)	73	単年	3.0日分 〈R5〉	3.0日分 〈R10〉	病院局	総務管理課

◆印の施策は再掲のものを示す

対象とするプログラム：2-3,2-7

2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生

< 要点 >

長期の避難生活に備えた避難環境の向上や避難所等への物資供給体制を確立し、避難所等においても感染症の発生・まん延を防ぐ。また、福祉避難所の指定や要援護者対策を考慮した避難所運営体制を促進し、心のケアを含めた多様なサポート体制を整備することにより災害関連死を防ぐ。

衛生環境の維持 -----

【徳島市災害廃棄物処理計画】

施策 No.5 (他の該当プログラム：6-3)

- ・ 巨大災害が発生した場合に備え、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することを目的として策定している。国が南海トラフ巨大地震の被害想定見直しを予定しており、今後の国及び県の動向を見極めた上で、必要に応じて改定を行う。

再掲の施策

【下水道施設の地震対策・災害対策】

施策 No.38,40 (他の該当プログラム：1-4,5-4)

施策概要は p.24 参照

感染症対策 -----

【衛生害虫駆除活動】

施策 No.4 (他の該当プログラム：なし)

- ・ 水害時の家屋等の消毒活動を実施し、感染症等の大規模発生を抑制する。

再掲の施策

【予防接種の推進】

施策 No.18 (他の該当プログラム：1-4)

施策概要は p.24 参照

<< 横断的分野に含まれる施策 >>

< リスクコミュニケーション分野 >

【福祉避難所の拡充】 施策 No.15

※施策概要及び重要業績指標は p.52～p.53 参照

< 人材育成分野 >

【徳島市民総合防災訓練】 施策 No.55

※施策概要及び重要業績指標は p.54～p.55 参照

< 長寿命化対策分野 >

【下水道施設の老朽化対策】 施策 No.39

【学校施設の防災機能強化】 施策 No.70

※施策概要及び重要業績指標は p.57～p.59 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
◆予防接種者数・接種率の増加	18	単年	R4年度1期 97.6% R4年度2期 93.4%	95% (R10)	子ども未来部	子ども健康課
◆下水道施設の耐震診断実施率	38	累計	59施設 (56%) 〈R5〉	105施設 (100%) 〈R10〉	上下水道局	下水道整備課
◆耐水化対策済みの都市下水路 ポンプ場箇所数	40	累計	4か所 (R5)	9か所 (R8)	都市建設部	河川水路課
◆都市下水路ポンプ場の耐震診 断実施件数		累計	5件 (R5)	9件 (R10)	都市建設部	河川水路課

◆印の施策は再掲のものを示す

3

必要不可欠な行政機能を確保する

対象とするプログラム：3-1,3-2

3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
<p><要点></p> <p>警察の被災等による警察機能の大幅な低下を補うため、関係機関の協力を仰ぐとともに、消防団や自主防災組織の充実強化も推進する。また、徳島市危機管理センター（仮称）の整備や電力等の確保対策など機能強化を行うとともに、業務継続計画の策定や広域連携協定等により、行政機能不全の防止を図る。</p>	

治安の維持

災害発生時には、治安の悪化が懸念されることから、警察や消防、消防団や自主防災組織等との連携を図り、地域の巡回などを実施することで、治安の維持に努める。

再掲の施策

【地域防災力向上のための自主防災組織活動促進】

施策 No.52（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5）

施策概要は p.21 参照

【防災研修会の開催】

施策 No.53（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5）

施策概要は p.22 参照

【消防団員の確保】

施策 No.60（他の該当プログラム：1-2,2-1）

施策概要は p.20 参照

行政機関の機能強化

【徳島市本庁舎の浸水対策】

施策 No.1（他の該当プログラム：なし）

- 発生確率が高まっている南海トラフ巨大地震等の大規模災害時に効果的、効率的な対応を行うため、地上化された本庁舎用のインフラ設備機能、公用車駐車場機能及び災害対応拠点機能を併せ持つ徳島市危機管理センター（仮称）の新築を行う。

【危機管理センター（仮称）の機能整備】

施策 No.45（他の該当プログラム：なし）

- 大規模災害を見据え、市役所本庁舎の災害対応機能の強化のため、危機管理センター（仮称）機能を整備する。

【災害対策本部組織部別訓練の実施】

施策 No.47（他の該当プログラム：なし）

- 災害時における職員の対応力強化を図るため、災害対策本部各班の個別訓練を実施し、課題の解消を図りつつ、実践体制の整備を図る。

【復興まちづくりのための事前準備】

施策 No.48（他の該当プログラム：6-1,6-2,6-3,6-4,6-5,6-6）

- ・南海トラフ地震等の大規模災害に際し、発災後の「復興計画」の策定が円滑に行われるよう、基礎データと被害想定を重ね合わせや課題の集約を行うなど、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく「復興事前準備」の取組を推進する。

《横断的分野に含まれる施策》

＜リスクコミュニケーション分野＞

【業務継続計画の改善】施策 No.46

※施策概要及び重要業績指標は p.52～p.53 参照

＜人材育成分野＞

【徳島市民総合防災訓練】施策 No.55

※施策概要及び重要業績指標は p.54～p.55 参照

＜長寿命化対策分野＞

【消防施設の適正な維持管理】施策 No.59

【学校施設の長寿命化】施策 No.69

【学校施設の防災機能強化】施策 No.70

※施策概要及び重要業績指標は p.57～p.59 参照

《本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な指標》

【事前復興の取組の推進】関連指標 No.26

※指標概要及び重要業績指標は p.60～p.64 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
徳島市危機管理センター（仮称）新築工事の進捗	1	累計	0% 〈R5〉	100% 〈R7〉	財政部	財産管理活用課
危機管理センター（仮称）の機能整備	45	累計	機能強化に向けての協議 〈R5〉	機能整備完了 〈R7〉	危機管理局	危機管理課
訓練実施回数	47	単年	1回/年 〈R5〉	1回/年 〈R10〉	危機管理局	危機管理課
◆自主防災組織加入者率	52	累計	43.23% 見込み 〈R5〉	47.0% 〈R10〉	危機管理局	防災対策課
◆消防団員の定員に対する充足率	60	累計	88.4% 〈R5〉	89.9% 〈R10〉	消防局	総務課

◆印の施策は再掲のものを示す

4

経済活動を機能不全に陥らせない

対象とするプログラム：4-1,4-2,4-3

4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による地域経済への甚大な影響
4-2	重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
4-3	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
< 要点 > 物流ルートの耐災害性を高めるとともに、中小企業者等の企業防災・減災等についての取組や、有害物質の取り扱い事業者等の拡散防止対策を促進する。また、各金融機関は、住民や企業への金融取引が停止しないよう店舗の耐震化等対策を促進する。	

BCP策定等の促進

【「事業継続計画（BCP）」の策定促進】

施策 No.19（他の該当プログラム：6-1,6-2,6-6）

- ・大規模災害発生時に、市内中小企業者等の事業継続あるいは企業活動の早期再開に向けた防災・減災に取り組むための「事業継続計画（BCP）」の策定支援を各関係機関との連携により支援する。

交通網の維持

道路施設等の整備により、災害発生後の経済活動に必要となる輸送ルート等の安全性を確保する。

再掲の施策

【無電柱化の促進】

施策 No.24（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.19 参照

【都市計画道路の整備】

施策 No.28（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.19 参照

【四国横断自動車道周辺対策】

施策 No.29（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.19 参照

【徳島環状道路周辺対策】

施策 No.30（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.20 参照

有害物質の拡散防止

再掲の施策

【住宅・建築物の耐震化促進等】

施策 No.33（他の該当プログラム：1-1,1-2）

施策概要は p.19 参照

≪横断的分野に含まれる施策≫

<官民連携分野>

【指定金融機関との連携取組の推進】施策 No.68

※施策概要及び重要業績指標は p.56 参照

<長寿命化対策分野>

【橋りょうの定期点検】施策 No.25

【緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化】施策 No.26

【「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく橋りょうの長寿命化】施策 No.27

【道路ストックの長寿命化】施策 No.32

※施策概要及び重要業績指標は p.57～p.59 参照

≪本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な指標≫

【緊急輸送道路等における橋梁（15m以上）の耐震化率】関連指標 No.2

【無電柱化した徳島市内の道路の延長(累計)】関連指標 No.3

【徳島南部自動車道（徳島JCT～徳島沖洲間）の整備】関連指標 No.4

【徳島南部自動車道（徳島沖洲～小松島間）の整備】関連指標 No.5

【徳島南部自動車道 津田地区への追加IC設置】関連指標 No.6

【徳島環状道路（延長約35km）の整備】関連指標 No.7

【徳島沖洲ICと複合一貫輸送ターミナルを直結する臨港道路の整備】関連指標 No.9

※指標概要及び重要業績指標は p.60～p.64 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
事業継続力強化計画認定制度における市内企業者の認定数	19	累計	210社〈R5〉	410社〈R10〉	経済部	経済政策課
◆無電柱化した市道の延長	24	—	計画促進	計画促進	都市建設部	道路建設課
◆事業用地取得率(面積ベース)	28	累計	90.12%〈R5〉	100%〈R7〉	都市建設部	道路建設課
◆四国横断自動車道周辺対策進捗率	29	累計	81%〈R5〉	97.4%〈R10〉	都市建設部	広域道整備課
◆徳島環状道路周辺対策進捗率	30	累計	10%〈R5〉	100%〈R7〉	都市建設部	広域道整備課
◆既存木造住宅の耐震改修工事等件数	33	累計	1,414件〈R5〉	1,920件〈R10〉	都市建設部	建築指導課

◆印の施策は再掲のものを示す

対象とするプログラム：4-4,4-5	
4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・経済活動への甚大な影響
4-5	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
<p><要点></p> <p>大規模災害による農業・工業の生産活動の停止や、交通網の途絶により、市民の生活に甚大な影響を受けることがないよう対策を講ずる。</p>	

農業生産基盤の強化 -----

再掲の施策

【中山間地域等直接支払事業による支援】

施策 No.20（他の該当プログラム：2-4,4-6）

施策概要は p.29 参照

交通網の維持 -----

道路施設等の整備により、災害発生後の経済活動に必要となる物流ルート等の安全性を確保する。

再掲の施策

【無電柱化の促進】

施策 No.24（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,5-5,6-3）

施策概要は p.19 参照

【都市計画道路の整備】

施策 No.28（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,5-5,6-3）

施策概要は p.19 参照

【四国横断自動車道周辺対策】

施策 No.29（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.19 参照

【徳島環状道路周辺対策】

施策 No.30（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.20 参照

《横断的分野に含まれる施策》

<官民連携分野>

【中央卸売市場再整備事業】 施策 No.22

※施策概要及び重要業績指標は p.56 参照

<長寿命化対策分野>

【橋りょうの定期点検】 施策 No.25

【緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化】 施策 No.26

【「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく橋りょうの長寿命化】 施策 No.27

【災害対策連絡所への避難道路点検】 施策 No.31

【道路ストックの長寿命化】 施策 No.32

※施策概要及び重要業績指標は p.57～p.59 参照

《本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な指標》

- 【緊急輸送道路等における橋梁（15m以上）の耐震化率】関連指標 No.2
- 【無電柱化した徳島市内の道路の延長(累計)】関連指標 No.3
- 【徳島南部自動車道（徳島 JCT～徳島沖洲間）の整備】関連指標 No.4
- 【徳島南部自動車道（徳島沖洲～小松島間）の整備】関連指標 No.5
- 【徳島南部自動車道 津田地区への追加 IC 設置】関連指標 No.6
- 【徳島環状道路（延長約 35km）の整備】関連指標 No.7
- 【徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備】関連指標 No.8
- 【徳島沖洲 IC と複合一貫輸送ターミナルを直結する臨港道路の整備】関連指標 No.9
- 【広域防災拠点となる県営都市公園設備の防災機能強化（対象 3 公園）】関連指標 No.11
- 【水門・樋門等の自動化・閉鎖率】関連指標 No.14
- 【農業用ため池に関するデータベース整備・周知】関連指標 No.24
- 【緊急輸送道路における重点整備区間の改良率】関連指標 No.27

※指標概要及び重要業績指標は p.60～p.64 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
◆中山間地域等直接支払事業対象農用地面積	20	累計	365,736㎡ 〈R5〉	365,736㎡ 〈R6〉	経済部	農林水産課
◆無電柱化した市道の延長	24	—	計画促進	計画促進	都市建設部	道路建設課
◆事業用地取得率(面積ベース)	28	累計	90.12% 〈R5〉	100% 〈R7〉	都市建設部	道路建設課
◆四国横断自動車道周辺対策進捗率	29	累計	81% 〈R5〉	97.4% 〈R10〉	都市建設部	広域道整備課
◆徳島環状道路周辺対策進捗率	30	累計	10% 〈R5〉	100% 〈R7〉	都市建設部	広域道整備課

◆印の施策は再掲のものを示す

対象とするプログラム：4-6

4-6 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

< 要点 >

森林の間伐等による計画的な森林整備の促進や森林の公的管理を推進するとともに、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動推進などにより、農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐ。

農地・森林の保全・管理

【鳥獣被害防止】

施策 No.21（他の該当プログラム：なし）

- ・農地、森林の適切な管理により野生鳥獣による被害に対応するため、侵入防止柵の設置、有害鳥獣の捕獲による被害防止を図る。徳島市鳥獣被害対策協議会を事業主体として、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した鳥獣侵入防止柵の設置を進めており、令和4年度までに91.3kmを設置している。今後の課題として、侵入防止柵設置による野生動物の動向の変化を捉え、設置箇所の最適化を検討する必要がある。

再掲の施策

【中山間地域等直接支払事業による支援】

施策 No.20（他の該当プログラム：2-4,4-4）

施策概要は p.29 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
◆中山間地域等直接支払事業対象農用地面積	20	累計	365,736㎡ <R5>	365,736㎡ <R6>	経済部	農林水産課
鳥獣侵入防止柵の設置延長	21	累計	93.7km <R5>	103.5km <R10>	経済部	農林水産課

◆印の施策は再掲のものを示す

5

情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

対象とするプログラム：5-1

5-1

テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

<要点>

総合情報通信ネットワークシステムのデジタル化や多重化等により、市民への情報伝達体制の強化や情報通信システム基盤等の耐災害性の向上等を図り、情報通信が麻痺や長期停止することがないように対策を講ずるほか、避難行動要支援者に対する避難行動等の支援等により迅速な避難を促し、死傷者の発生を防ぐ。また、放送設備の非常用電源設備の津波浸水対策等に努めテレビ・ラジオ放送の中断等を防ぐ。

市民への情報伝達体制の強化

【災害用映像情報収集ネットワーク整備】

施策 No.49（他の該当プログラム：なし）

- ・災害発生時に、迅速に市内の災害状況を把握・収集し、適時適切に応急対策・避難対策を実施するため、本庁舎等への高所カメラの設置及び国土交通省河川監視カメラへの接続などにより災害用映像情報収集ネットワークを整備する。

再掲の施策

【災害情報伝達体制の維持】

施策 No.65（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5）

施策概要は p.21 参照

≪横断的分野に含まれる施策≫

<リスクコミュニケーション分野>

【地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進】 施策 No.16

【無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保】 施策 No.54

※施策概要及び重要業績指標は p.52～p.53 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	指標性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
津波浸水地域（L2）の映像情報カバー率	49	累計	70% <R5>	100% <R10>	危機管理局	危機管理課

対象とするプログラム：5-2,5-3,5-4	
5-2	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
5-3	都市ガス供給・石油・L P ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
<p>< 要点 ></p> <p>自然エネルギーによる電力供給体制の整備など、自立・分散型の電力供給システムの導入促進、水道施設の耐震化や水道未普及地の整備推進や下水管渠の耐震化、下水処理場における津波対策の推進により、ライフラインの確保や早期復旧を図る。</p>	

電力供給体制の整備 -----

再掲の施策

【コミュニティセンター・支所への太陽光パネル・蓄電池設置】

施策 No.3（他の該当プログラム：2-4）

施策概要は p.29 参照

【再生可能エネルギーの普及啓発】

施策 No.7（他の該当プログラム：2-4）

施策概要は p.29 参照

下水道施設等への対策 -----

【し尿処理施設の浸水対策】

施策 No.9（他の該当プログラム：なし）

- ・ 東部環境事業所し尿処理施設は、南海トラフ地震による津波浸水想定区域、勝浦川による洪水（最大想定規模）の浸水想定区域に該当するため、施設への浸水を防止する対策及び浸水により使用が不可能になる機器の移設等について検討を行う。

【し尿処理施設の耐震化対策】

施策 No.10（他の該当プログラム：なし）

- ・ 東部環境事業所し尿処理施設について、大規模災害による施設の倒壊を未然に防ぐため、耐震補強工事を実施した。

【し尿処理施設の老朽化対策】

施策 No.11（他の該当プログラム：なし）

- ・ 東部環境事業所し尿処理施設の第1工場（昭和53年竣工）及び第2工場（昭和59年竣工）は、それぞれ稼働から46年、40年が経過している。毎年定期的な補修や計画的な機器の更新で延命化を図っているが、施設の老朽化に対応するため早急に更新計画を策定し、し尿処理事業が機能停止しないよう対策を図る。

再掲の施策

【下水道施設の地震対策・災害対策】

施策 No.38,40（他の該当プログラム：1-4,2-7）

施策概要は p.24 参照

《横断的分野に含まれる施策》

＜長寿命化対策分野＞

【下水道施設の老朽化対策】施策 No.39

【水道施設の耐震化】施策 No.74

※施策概要及び重要業績指標は p.57～p.59 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
◆徳島市域における住宅用太陽光発電システム設置件数	7	累計	7,361件 (73.6%) 〈R5〉	9,200件 (92%) 〈R10〉	環境部	環境保全課
し尿処理施設の老朽化対策	11	—	主要設備の維持補修 ・整備工事を実施 〈R5〉	主要設備の維持補修 ・整備工事を実施 〈R10〉	環境部	東部環境事業所 施設課
◆下水道施設の耐震診断実施率	38	累計	59施設 (56%) 〈R5〉	105施設 (100%) 〈R10〉	上下水道局	下水道整備課
◆耐水化対策済みの都市下水路ポンプ場箇所数	40	累計	4か所 〈R5〉	9か所 〈R8〉	都市建設部	河川水路課
◆都市下水路ポンプ場の耐震診断実施件数		累計	5件 〈R5〉	9件 〈R10〉	都市建設部	河川水路課

◆印の施策は再掲のものを示す

対象とするプログラム：5-5

5-5 基幹的な陸上・海上・航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

<要点>

本市各地への輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路・津波迂回路等の整備、耐震化・無電柱化や高規格道路のミッシングリンクの早期解消、土砂災害対策、海岸・河川堤防等の整備、海上輸送拠点となる港湾施設の耐震化等を推進し、関係機関が情報共有体制を構築することで、交通ネットワークの早期復旧を実現する。

交通網の維持 -----

道路施設等の整備により、災害発生後の経済活動に必要となる輸送ルート等の安全性を確保する。

再掲の施策

【無電柱化の促進】

施策 No.24 (他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,6-3)

施策概要は p.19 参照

【都市計画道路の整備】

施策 No.28 (他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,6-3)

施策概要は p.19 参照

【四国横断自動車道周辺対策】

施策 No.29 (他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3)

施策概要は p.19 参照

【徳島環状道路周辺対策】

施策 No.30 (他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3)

施策概要は p.20 参照

土地境界の復元 -----

【地籍調査の推進】

施策 No.23 (他の該当プログラム：6-4)

・被災後の迅速な復旧・復興が可能となるよう、地籍調査の促進を図る。

《横断的分野に含まれる施策》

<長寿命化対策分野>

【橋りょうの定期点検】 施策 No.25

【緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化】 施策 No.26

【「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく橋りょうの長寿命化】 施策 No.27

【災害対策連絡所への避難道路点検】 施策 No.31

【道路ストックの長寿命化】 施策 No.32

※施策概要及び重要業績指標は p.57～p.59 参照

《本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な指標》

【緊急輸送道路等における橋梁（15m以上）の耐震化率】 関連指標 No.2

【無電柱化した徳島市内の道路の延長(累計)】 関連指標 No.3

【徳島南部自動車道（徳島 JCT～徳島沖洲間）の整備】 関連指標 No.4

- 【徳島南部自動車道（徳島沖洲～小松島間）の整備】関連指標 No.5
- 【徳島南部自動車道 津田地区への追加 IC 設置】関連指標 No.6
- 【徳島環状道路（延長約 35km）の整備】関連指標 No.7
- 【徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備】関連指標 No.8
- 【徳島沖洲 IC と複合一貫輸送ターミナルを直結する臨港道路の整備】関連指標 No.9
- 【吉野川・今切川の地震・津波対策の促進】関連指標 No.13
- 【水門・樋門等の自動化・閉鎖率】関連指標 No.14
- 【県管理河川（重点対策河川）の整備の推進】関連指標 No.16
- 【海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食対策の推進】関連指標 No.20
- 【老朽化対策に着手した施設数（排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、漁港施設）】関連指標 No.21
- 【緊急輸送道路における重点整備区間の改良率】関連指標 No.27

※指標概要及び重要業績指標は p.60～p.64 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
地籍調査進捗率	23	累計	26.71% <R5>	29.45% <R10>	都市建設部	都市建設政策課
◆無電柱化した市道の延長	24	—	計画促進	計画促進	都市建設部	道路建設課
◆事業用地取得率(面積ベース)	28	累計	90.12% <R5>	100% <R7>	都市建設部	道路建設課
◆四国横断自動車道周辺対策進捗率	29	累計	81% <R5>	97.4% <R10>	都市建設部	広域道整備課
◆徳島環状道路周辺対策進捗率	30	累計	10% <R5>	100% <R7>	都市建設部	広域道整備課

◆印の施策は再掲のものを示す

6

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

対象とするプログラム：6-1,6-2,6-6

6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響
<p><要点></p> <p>自主防災組織の活性化や地域防災リーダーの育成により地域防災力の強化を図る。加えて、消防等の体制・資機材等の充実強化を図る。また、大規模災害からの被害軽減・早期復旧を図るため、復興事前準備の取組を推進するとともに、市内中小企業者等のBCPの策定を促進する。</p>	

事前復興への取組

再掲の施策

【復興まちづくりのための事前準備】

施策 No.48（他の該当プログラム：3-2,6-3,6-4,6-5）

施策概要は p.36 参照

BCP 策定等の促進

再掲の施策

【「事業継続計画（BCP）」の策定促進】

施策 No.19（他の該当プログラム：4-1）

施策概要は p.37 参照

《横断的分野に含まれる施策》

<人材育成分野>

【災害ボランティアコーディネーターの養成】 施策 No.17

【防災サポーターの登録育成】 施策 No.56

※施策概要及び重要業績指標は p.54～p.55 参照

<官民連携分野>

【受援計画の策定】 施策 No.44

※施策概要及び重要業績指標は p.56 参照

《本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な指標》

【BCP策定病院数】 関連指標 No.25

【事前復興の取組の推進】 関連指標 No.26

※指標概要及び重要業績指標は p.60～p.64 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
◆事業継続力強化計画認定制度 における市内企業者の認定数	19	累計	210社〈R5〉	410社〈R10〉	経済部	経済政策課

◆印の施策は再掲のものを示す

対象とするプログラム：6-3,6-4,6-5

6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

< 要点 >

災害廃棄物の迅速な処理を行えるよう、被災後に早期かつ的確に復興を進められる体制を整備する。また、発災後に速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、事前の用地確保を推進する。さらに、地域の歴史と伝統を伝えてきた有形・無形の貴重な文化財が失われないよう取組を推進する。

災害廃棄物の処理

再掲の施策

【徳島市災害廃棄物処理計画】

施策 No.5（他の該当プログラム：2-3,2-7）

施策概要は p.33 参照

廃棄物処理施設の整備

【新たな一般廃棄物中間処理施設の整備】

施策 No.6（他の該当プログラム：なし）

- ・本市の一般廃棄物中間処理施設である東部環境事業所及び西部環境事業所の老朽化が進んでいることから、マリンピア沖洲の北部浄化センターの未利用敷地に、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用して、新たな一般廃棄物中間処理施設（マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設）を整備する。

廃棄物処理施設等への対策

【家庭ごみ収集車両津波等対策】

施策 No.8（他の該当プログラム：なし）

- ・東部環境事業所は、南海トラフ地震による津波浸水想定区域、勝浦川による洪水（最大想定規模）の浸水想定区域に該当するため、市が保有している一般廃棄物収集関係車両が浸水等により使用できなくなる可能性があることから、継続的に車両が使用できるよう対策を講じる必要がある。

【ごみ処理施設の浸水対策】

施策 No.12（他の該当プログラム：なし）

- ・東部環境事業所ごみ処理施設は、南海トラフ地震による津波浸水想定区域、勝浦川による洪水（最大想定規模）の浸水想定区域に該当するため、施設への浸水を防止する対策及び浸水により使用が不可能になる機器の移設等について検討を行う。

【ごみ処理施設の老朽化対策】

施策 No.13（他の該当プログラム：なし）

- ・東部環境事業所ごみ焼却施設（昭和 54 年竣工）及び西部環境事業所ごみ焼却施設（平成 3 年竣工）は、それぞれ稼働から 44 年、33 年が経過している。このように、老朽化が著しいことから、災害時にも安定して施設を稼働できるように、整備計画に基づき設備の維持補修及び整備を実施する。

【家庭ごみ収集車両浸水対策】

施策 No.14（他の該当プログラム：なし）

- ・西部環境事業所は、吉野川、鮎喰川、飯尾川による洪水（最大想定規模）の浸水想定区域に該当するため、市が保有している塵芥収集車及び連絡車が浸水等により使用できなくなる可能性があることから、事業所敷地内に退避可能なスペースを設置または、既存施設の改修を行う。

復旧・復興事業への備え -----

【応急仮設住宅用地等の確保】

施策 No.36（他の該当プログラム：なし）

- ・大規模災害からの被害軽減・早期復旧を図るためには、災害後の人口流出をできるだけ避ける必要がある。そのため、災害救助法及び徳島市地域防災計画に基づき、応急仮設住宅を建設するための用地確保を着実に実施する。

再掲の施策

【地籍調査の推進】

施策 No.23（他の該当プログラム：5-5）

施策概要は p.45 参照

【復興まちづくりのための事前準備】

施策 No.48（他の該当プログラム：3-2,6-1,6-2,6-6）

施策概要は p.36 参照

交通網の維持 -----

道路施設等の整備により、災害廃棄物の処理に必要となる輸送ルート等の安全性を確保する。

再掲の施策

【無電柱化の促進】

施策 No.24（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5）

施策概要は p.19 参照

【都市計画道路の整備】

施策 No.28（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5）

施策概要は p.19 参照

【四国横断自動車道周辺対策】

施策 No.29（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.19 参照

【徳島環状道路周辺対策】

施策 No.30（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.20 参照

《横断的分野に含まれる施策》

＜人材育成分野＞

【災害ボランティアコーディネーターの養成】施策 No.17

【文化財保存活用事業の推進】施策 No.71

※施策概要及び重要業績指標は p.54～p.55 参照

＜長寿命化対策分野＞

【橋りょうの定期点検】施策 No.25

【緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化】施策 No.26

【「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく橋りょうの長寿命化】施策 No.27

【災害対策連絡所への避難道路点検】施策 No.31

【道路ストックの長寿命化】施策 No.32

※施策概要及び重要業績指標は p.57～p.59 参照

《本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な指標》

【緊急輸送道路等における橋梁（15m以上）の耐震化率】関連指標 No.2

【無電柱化した徳島市内の道路の延長(累計)】関連指標 No.3

【徳島南部自動車道（徳島JCT～徳島沖洲間）の整備】関連指標 No.4

【徳島南部自動車道（徳島沖洲～小松島間）の整備】関連指標 No.5

【徳島南部自動車道 津田地区への追加IC設置】関連指標 No.6

【徳島環状道路（延長約35km）の整備】関連指標 No.7

【徳島沖洲ICと複合一貫輸送ターミナルを直結する臨港道路の整備】関連指標 No.9

【老朽化対策に着手した施設数（排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、漁港施設）】関連指標 No.21

【事前復興の取組の推進】関連指標 No.26

【緊急輸送道路における重点整備区間の改良率】関連指標 No.27

※指標概要及び重要業績指標は p.60～p.64 参照

●重要業績指標●

指標名	施策No	指標性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
施設整備の進捗率	6	累計	30% <R5>	80% <R10>	環境部	環境施設整備室
ごみ焼却施設の老朽化対策	13	—	主要設備の維持補修 ・整備工事を実施 <R5>	主要設備の維持補修 ・整備工事を実施 <R10>	環境部	東・西環境事業所 施設課
◆地籍調査進捗率	23	累計	26.71% <R5>	29.45% <R10>	都市建設部	都市建設政策課
◆無電柱化した市道の延長	24	—	計画促進	計画促進	都市建設部	道路建設課
◆事業用地取得率(面積ベース)	28	累計	90.12% <R5>	100% <R7>	都市建設部	道路建設課
◆四国横断自動車道周辺対策進捗率	29	累計	81% <R5>	97.4% <R10>	都市建設部	広域道整備課
◆徳島環状道路周辺対策進捗率	30	累計	10% <R5>	100% <R7>	都市建設部	広域道整備課

◆印の施策は再掲のものを示す

【福祉避難所の拡充】

施策 No.15（該当プログラム：1-3,1-4,1-5,2-3）

- ・大規模災害時に、一般の避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする避難者等の受け皿として設置する福祉避難所となる施設数を増やす。

【地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進】

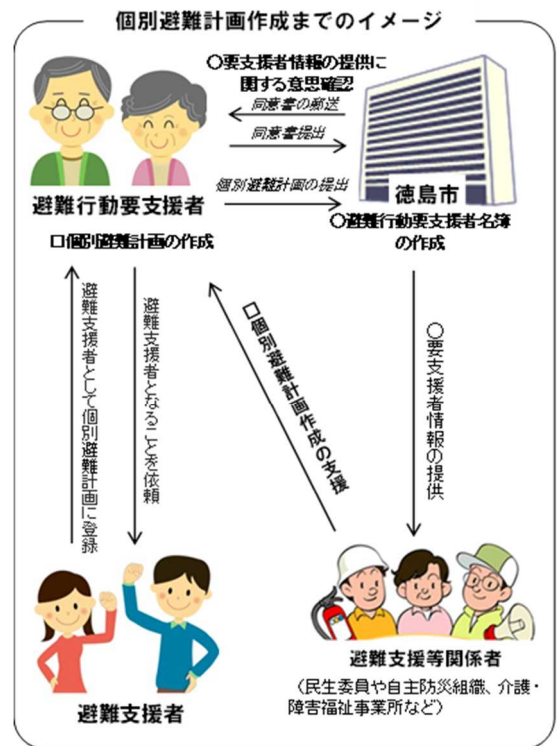
施策 No.16（該当プログラム：1-3,1-4,1-5,5-1）

- ・避難行動要支援者の個別避難計画作成を推進するとともに、地域団体等への要支援者名簿情報等の提供を進め、災害時における要支援者の避難支援体制の整備を進める。

【要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進】

施策 No.41（該当プログラム：1-3,1-4,1-5）

- ・要配慮者利用施設の利用者が災害時に円滑かつ迅速に避難できるよう、本市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設について、各施設の管理者は想定される災害種別（津波、洪水、高潮、土砂災害等）ごとに避難確保計画を作成することが義務付けられている。本市は、未作成の施設に対し避難確保計画の作成を促すとともに、避難訓練の実施についても呼びかける。



個別避難計画作成のイメージ図

【業務継続計画の改善】

施策 No.46（該当プログラム：3-2）

- ・業務継続計画について、訓練等により課題を整理し、適宜修正を重ね、事業継続の実効性を高める。

【無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保】

施策 No.54（該当プログラム：1-3,1-4,1-5,2-6,5-1）

- ・大規模災害発災直後にも人命救助活動等に空白の時間が生じないように、市内一円をデジタル通信網でカバーし、直接通信が可能で複数回線使用が可能となるよう、災害に強い自営通信システムを整備する。

●重要業績指標●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
福祉避難所の受入可能人数	15	累計	1,883人〈R5〉	2,030人〈R10〉	健康福祉部	健康福祉政策課
避難行動要支援者の個別避難計画作成率	16	累計	20.2%〈R5〉	28.6%〈R10〉	健康福祉部	健康福祉政策課
要配慮者利用施設における避難確保計画の提出率	41	単年	100%〈R5〉	100%を維持〈R10〉	危機管理局	危機管理課
業務継続計画修正回数	46	単年	1回/年〈R5〉	1回/年〈R10〉	危機管理局	危機管理課
通信機器のデジタル化率	54	累計	44.37%〈R5〉	100%〈R10〉	危機管理局	防災対策課

【災害ボランティアコーディネーターの養成】

施策 No.17（該当プログラム：6-1,6-2,6-3）

- ・大規模災害発生時に、迅速な支援活動体制の構築が進められるよう、被災地のニーズ把握やボランティア活動希望者との連携・調整を行うボランティアコーディネーターの養成・確保のため、養成講座の開催支援を行う。

【徳島市民総合防災訓練】

施策 No.55（該当プログラム：1-3,2-3,3-2）

- ・東日本大震災等の近年発生した大規模災害を受け、行政側が被災した状況での避難所運営については、その多くの部分を住民側による対応に頼らざるを得ない状況となることが浮き彫りとなった。そのため、地域住民の避難所運営に関する知識・技術の向上を図り、来るべき大規模災害に備えるため避難所運営訓練を含む総合防災訓練を開催する。

【防災サポーターの登録育成】

施策 No.56（該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,6-2）

- ・防災士を対象とした防災サポーターを登録し、専門研修や訓練を実施する。平常時には、市民に対し防災情報を発信、大規模災害時には、避難所等において市民を牽引する役割を担ってもらえる体制を整備する。

【応急手当の普及啓発】

施策 No.62（該当プログラム：2-1）

- ・子どもから高齢者まで幅広い年齢層において、応急手当の普及啓発活動を推進し、命の大切さや救命法の重要性を浸透させる。

【防火・防災意識の普及啓発】

施策 No.67（該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5）

- ・地域の自主防災組織や幼少年・女性消防クラブ等の活動支援及び育成指導を行うとともに、幼稚園や学校、事業所、町内会等を対象とした防火・防災教室等を開催し、地域の防火・防災対策を推進する。

【文化財保存活用事業の推進】

施策 No.71（該当プログラム：6-5）

- ・文化財を適切に保存・整備していくため、文化財を守り伝える人づくりや、文化財の防災対策を推進する。

●重要業績指標●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
災害ボランティアコーディネーター養成講座参加者数	17	単年	60人〈R5〉	60人〈R10〉	健康福祉部	健康福祉政策課
避難所運営訓練実施地区数	55	累計	10地区〈R5〉	20地区〈R10〉	危機管理局	防災対策課
応急手当に関する講習等への参加者数	62	単年	8,500人 〈R5〉	10,000人以上 〈R10〉	消防局	警防課
防火・防災に関する訓練や講習等への参加者数	67	単年	34,000人 〈R5〉	40,000人以上 〈R10〉	消防局	予防課

【中央卸売市場再整備事業】

施策 No.22（該当プログラム：4-4）

- ・施設の老朽化・耐震化対策といった様々な重要課題がある現施設を再整備することにより、防災拠点施設としての災害対応機能の強化・充実を図る。

【受援計画の策定】

施策 No.44（該当プログラム：2-4,6-2）

- ・災害発生直後の混乱期に受援活動を円滑に進めるため、平成31年3月に「徳島市災害時受援計画」を策定した。今後は、防災訓練等の結果を踏まえて、適宜、加筆・修正を加えて、より実効性のある計画とする。

【避難支援マップの作成】

施策 No.57（該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5）

- ・大規模災害の発生時の被害を最小限にとどめるには、地域防災力の強化が不可欠であり、そのためには、住民一人一人に地域の特性を周知し、防災意識の向上を図ることが肝要となる。そのため、住民自らが考え作成する防災マップの作成を支援する。そうすることで、住民自らが居住する地域の特性（どのような危険性があり、どこに避難場所があるか、そこに向かう避難経路があるか等）を確認し、地域防災力の向上と防災意識の高揚を図るとともに、避難支援マップを自宅に置いているだけのものにせず、有効に活用されるようフォローアップを図る。

【地区別津波避難計画の策定】

施策 No.58（該当プログラム：1-3）

- ・津波浸水想定区域を有する地区において、徳島市津波避難計画や地震・津波防災マップを基本に、地区別津波避難計画を策定する。策定に際しては、ワークショップ等を開催し、各避難場所の収容可能人数や避難所要時間等を考慮した避難計画を、住民参加により地区ごとの避難方法を考案し、住民の避難先を検討する。

【指定金融機関との連携取組の推進】

施策 No.68（該当プログラム：4-3）

- ・本市と指定金融機関におけるそれぞれのBCPの実効性を向上させるため、県が進める指定金融機関との連携について、「大規模災害時資金安定供給連携協議会等」において情報交換を行いながら、本市と指定金融機関の具体的な業務の連携方法について確認を進める。

●重要業績指標●

指標名	施策No	指標性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
地震津波避難支援マップ作成数 (全体30地区)	57	累計	25地区〈R5〉	30地区〈R10〉	危機管理局	防災対策課
地区別津波避難計画策定数(全19地区)	58	累計	15地区〈R5〉	19地区〈R10〉	危機管理局	防災対策課

【コミュニティセンター・支所の耐震化及び整備】

施策 No.2（該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5）

- ・避難拠点施設や災害対策連絡所となっているコミュニティセンターや支所の建替え・新設による避難拠点施設の整備を図る。

【橋りょうの定期点検】

施策 No.25（該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

- ・「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、5年に1回の定期点検を実施し、5年ごとに長寿命化修繕計画の見直しを行う。

【緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化】

施策 No.26（該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

- ・平成27年度に策定した「徳島市橋梁耐震化計画」に基づき、災害時における避難・救援を担う緊急輸送道路、避難路等に係る橋梁の耐震化を図り、道路網を確保する。

【「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく橋りょうの長寿命化】

施策 No.27（該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

- ・平成31年に策定した「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、対象橋りょうの長寿命化対策を実施する。

【災害対策連絡所への避難道路点検】

施策 No.31（該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-4,5-5,6-3）

- ・第1期計画で実施してきた災害対策連絡所への避難道路点検については一定の成果を得ているが、今後の災害に備えて通行の安全を維持していくためには継続的な安全点検が必要であるため、引き続き主要道路（国道、県道）から災害対策連絡所を結ぶ市道の点検を円滑に進めていく。

【道路ストックの長寿命化】

施策 No.32（該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

- ・第1期計画で実施してきた道路小規模附属物（道路照明灯、道路標識）の点検結果に加え、未点検施設及び道路舗装の健全度を適切に把握するため、計画的に点検を実施する。これら道路ストックの損傷状況や健全度、道路の重要性を踏まえた長寿命化修繕計画を策定し、その計画に基づき、定期点検並びに維持・修繕工事を実施する。

【公営住宅の長寿命化等】

施策 No.35（該当プログラム：1-1）

- ・建物の長寿命化を図るため、徳島市公営住宅等長寿命化計画により順次外壁改修工事及び老朽化した公営住宅の除却等を行う。

【下水道施設の老朽化対策】

施策 No.39（該当プログラム：1-4,2-7,5-4）

- ・老朽化により能力や耐久力が低下している下水道施設を改築し長寿命化を図ることで、浸水被害や道路陥没等の下水道施設に起因する災害を未然に防止する。そのため、都市下水路ストックマネジメント計画（R6～R10）に基づき、ポンプ場施設の改築工事を実施する。また、下水道ストックマネジメント計画（R6～R10）に基づき、処理場・ポンプ場施設の改築工事を実施する。
-

【消防施設の適正な維持管理】

施策 No.59（該当プログラム：2-1,3-2）

- ・消防施設の改修により機能向上や長寿命化を図るとともに、老朽化により建替えの必要な施設は、求められる機能や安全性の向上も検討した上で、計画的に整備していく。
-

【学校施設の長寿命化】

施策 No.69（該当プログラム：1-1,1-2,3-2）

- ・学校施設は、建設から数十年以上経過しているものが多く、施設や設備等の劣化が進んでいる。施設や設備の老朽化状況を踏まえ、長寿命化工事や大規模改造工事等を行うことにより、施設や設備等の安全性や耐久性を確保する。老朽化が進行している場合は、改築や除却等を検討する。
-

【学校施設の防災機能強化】

施策 No.70（該当プログラム：1-1,1-2,2-3,3-2）

- ・学校施設は、建設から数十年以上経過しているものが多く、施設や設備等の劣化が進んでいる。非構造部材の耐震対策工事や児童生徒等の安全を確保する上で必要な工事等を実施することで、安全安心な環境を確保する。また、今後の課題として避難所及び避難場所等として求められる機能及び設備（トイレ、バリアフリー等）の確保・改修・更新等や、施設全体の省エネルギー化、災害時に水・電気・ガス等を確保するための工事等を行う必要があると考える。
-

【水道施設の耐震化】

施策 No.74（該当プログラム：2-4,5-4）

- ・老朽化が進んだ基幹管路を耐震適合性のある管路へ更新することにより地震等の災害時に被害を低減し、市民へ安定した飲用水の供給を行う。

●重要業績指標●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
定期点検を行う橋りょう数 (橋)	25	単年	長寿命化修繕計画 見直し 〈R5〉	長寿命化修繕計画 見直し 〈R10〉	都市建設部	道路建設課
緊急輸送道路や避難路等に係る 橋りょうの耐震化率	26	累計	82% 〈R5〉	100% 〈R8〉	都市建設部	道路建設課
長寿命化対策の橋りょう数	27	累計	122橋 〈R5〉	216橋 〈R10〉	都市建設部	道路建設課
災害対策連絡所への避難道路点 検の進捗率	31	累計	100% (1巡目) 〈R5〉	100% (2巡目) 〈R10〉	都市建設部	道路維持課
道路ストック長寿命化事業の進 捗率	32	累計	点検・健全性診断 の実施 〈R5〉	定期点検・対策工事 の実施 〈R10〉	都市建設部	道路維持課
外壁改修工事実施数	35	累計	11棟 〈R5〉	21棟 〈R10〉	都市建設部	住宅課
都市下水道ストックマネジメント 計画 (R6~R10) に基づく改築 工事実施施設数	39	累計	0施設 〈R5〉	6施設 〈R10〉	都市建設部	河川水路課
下水道ストックマネジメント計 画 (R6~R10) に基づく改築工 事の進捗率		累計	設備0施設 管渠0m (0%) 〈R5〉	設備25施設 管渠1,803m (100%) 〈R10〉	上下水道局	下水道整備課
機能強化・改修を行った施設及 び設備数	59	累計	10 〈R5〉	20 〈R10〉	消防局	総務課
学校施設の長寿命化	69	累計	3校 〈R5〉	13校 〈R10〉	教育委員会	総務課
学校施設の防災機能強化	70	累計	8校 〈R5〉	24校 〈R10〉	教育委員会	総務課
基幹管路の耐震管率	74	累計	51.36% 〈R5〉	53% 〈R10〉	上下水道局	水道整備課

国、県及び関係組織が実施する事業について、本市を強靱化する上で特に重要となるものを以下にまとめた。本市は、国、県及び関係機関と連携してこれらの事業を推進し、一体となって強靱化に取り組む。

【徳島東部都市計画区域マスタープランの策定】 関連指標 No.1

(該当プログラム：1-1,1-2)

- ・ 県と連携し、基礎調査結果に基づく分析調査を進め、県においては本市等の関係市町と調整を図りながら、防災・減災対策も踏まえ、区域マスタープラン等を変更・策定する。

【緊急輸送道路等における橋梁（15m以上）の耐震化率】 関連指標 No.2

(該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3)

【無電柱化した徳島市内の道路の延長(累計)】 関連指標 No.3

(該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3)

【徳島南部自動車道（徳島 JCT～徳島沖洲間）の整備】 関連指標 No.4

【徳島南部自動車道（徳島沖洲～小松島間）の整備】 関連指標 No.5

【徳島南部自動車道 津田地区への追加 IC 設置】 関連指標 No.6

【徳島環状道路（延長約 35km）の整備】 関連指標 No.7

(該当プログラム：2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3)

【徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備】 関連指標 No.8

(該当プログラム：1-3,1-4,2-4,2-6,4-4,5-5)

【徳島沖洲 IC と複合一貫輸送ターミナルを直結する臨港道路の整備】 関連指標 No.9

(該当プログラム：2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3)

- ・ 国、県及び関係機関は本市と連携し、高規格道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、四国横断自動車道の整備を関係機関と促進する。また、救助・救急、医療活動や物資の供給を迅速に行うため、緊急輸送道路等の整備・耐震化、無電柱化の推進、斜面对策、海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進するとともに、複数のルートを確保するため、緊急輸送道路を補完する県管理道や農林道の整備を推進する。

【津波避難対策緊急事業計画の策定支援】 関連指標 No.10

(該当プログラム：1-3)

- ・ 国及び県は本市と連携し、高速道路の法面を活用した避難路・避難場所の整備を推進するとともに、津波避難ビルの指定を促進する。また、夜間の安全な避難を確保するため、LED蓄電型照明灯の整備を推進する。

【広域防災拠点となる県営都市公園設備の防災機能強化（対象3公園）】関連指標 No.11

（該当プログラム：1-3,2-4,4-4）

- ・ 県は広域的かつ大規模な災害による多数の避難者に対応するため、公園内における避難場所の確保に取り組むとともに、防災機能の強化を推進する。対象3公園のうち、本市では蔵本公園が対象となる。

【鉄道高架事業の推進】関連指標 No.12

（該当プログラム：1-3）

- ・ 鉄道高架事業については、事業効果の早期発現を目指し、早期着手が可能な区間から事業化を図るなど県は本市及び関係機関と連携し、効率的・効果的に事業を推進する。

【吉野川・今切川の地震・津波対策の促進】関連指標 No.13

（該当プログラム：1-3,2-4,2-6,5-5）

【水門・樋門等の自動化・閉鎖率】関連指標 No.14

（該当プログラム：1-3,2-4,2-6,4-4,5-5）

- ・ 国及び県は本市と連携し、津波が想定される地域等における河川・海岸堤防等の整備と耐震対策や水門、樋門等の自動化・統廃合・常時閉鎖を推進するとともに、閉鎖作業訓練により能力の向上を図る。河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。

【吉野川・今切川の整備の促進】関連指標 No.15

（該当プログラム：1-4）

【県管理河川（重点対策河川）の整備の推進】関連指標 No.16

（該当プログラム：1-4,2-4,2-6,5-5）

- ・ 大規模水害による被害を最小限にするため、国及び県は本市と連携し、河道掘削や築堤、既設ダムの施設改良・柔軟な運用等による機能強化など、治水対策を推進する。

【危機管理型水位計の整備】関連指標 No.17

【洪水浸水想定区域図の作成】関連指標 No.18

【洪水タイムラインの作成】関連指標 No.19

（該当プログラム：1-4）

- ・ 県は本市と連携し、気候変動に伴う水害の頻発・激甚化に対して、住民の避難行動を促し、人的被害をなくすため、分かりやすい水位情報の発信や洪水浸水想定区域・洪水タイムラインの周知を推進する。

【海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食対策の推進】関連指標 No.20

（該当プログラム：1-4,5-5）

- ・ 国及び県は本市と連携し、高潮による被害の軽減を図るため、住民の円滑かつ迅速な避難に資する高潮浸水想定区域図の作成や、破堤防止のための堤防補強など、ソフト・ハードの両面から高潮対策を推進する。

【老朽化対策に着手した施設数（排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、漁港施設）】 関連指標 No.21

（該当プログラム：1-4,5-5,6-3,6-5）

- ・道路、河川、港湾、砂防など社会資本の多くは、高度経済成長期に整備され、多くの施設が急激に高齢期を迎えることから、国及び県は本市と連携し、ライフサイクルコストの最小化や予算の平準化を図るための、公共土木施設等の長寿命化対策を推進する。

【土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全施設数（累計）】

関連指標 No.22

（該当プログラム：1-4,1-5）

- ・国及び県は本市と連携し、大規模土砂災害の被害を最小限に押さえるため、治山・砂防事業、地すべり防止事業等を推進し、特に要配慮者利用施設、避難路・避難施設に対する安全を確保する。

【土砂災害警戒区域の指定率】 関連指標 No.23

（該当プログラム：1-5）

- ・県は、令和元年末までに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき区域指定を完了させた。その公表や土砂災害警戒情報等の適時・適切な発令により、土砂災害の危険性の周知を強化する必要がある。さらに、本市と連携し、住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、実効性のある避難のための警戒避難体制の整備を図る。

【農業用ため池に関するデータベース整備・周知】 関連指標 No.24

（該当プログラム：1-4,1-5,4-5）

- ・防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める必要がある。県は本市と連携して、全ての農業用ため池について、データベースを整備し公表するほか、防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る。

【BCP策定病院数】 関連指標 No.25

（該当プログラム：2-2,6-1,6-2,6-6）

- ・県は、医療機関の災害対策マニュアルやBCP（事業継続計画）の整備について、状況変化に応じて適宜見直しを行うとともに、災害訓練や救急勉強会等を継続して実施する。本市も県と連携し、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る。

【事前復興の取組の推進】 関連指標 No.26

（該当プログラム：3-2,6-1,6-2,6-3,6-4,6-5,6-6）

- ・県は、震災からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、本市と連携し、事前復興の取組みを推進する。

【緊急輸送道路における重点整備区間の改良率】 関連指標 No.27

(該当プログラム：4-4,5-5,6-3)

- ・ 県は本市や関係機関と連携し、物流インフラの災害対応能力の強化に向けて、高速道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、四国横断自動車道の整備を促進するとともに、緊急輸送道路等の整備・耐震化や海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進する。さらに、農地の津波被害を軽減するため、海岸・河川堤防の地震・津波対策を推進する。

●国、県及び関係機関の重要業績指標●

指標名	関連指標No	重要業績指標			関係する主な機関等 (本市以外)
		内訳	現状値	目標値	
徳島東部都市計画区域マスタープランの策定	1	徳島県	見直し着手〈H30〉	策定〈R4〉	徳島県
緊急輸送道路等における橋梁（15m以上）の耐震化率	2	国	48%〈H30〉	90%〈R5〉	国
無電柱化した徳島市内の道路の延長(累計)	3	国	14.6km〈H30〉	16.4km〈R4〉	国、徳島県
徳島南部自動車道（徳島JCT～徳島沖洲間）の整備	4	徳島県	工事促進中〈H30〉	供用〈R3〉	西日本高速道路株式会社
徳島南部自動車道（徳島沖洲～小松島間）の整備	5	国	工事促進中〈H30〉	工事促進中〈R5〉	国
徳島南部自動車道 津田地区への追加IC設置	6	徳島県	工事推進中〈H30〉	設置〈R2〉	徳島県
徳島環状道路（延長約35km）の整備	7	国	工事施工中〈H30〉	工事促進中〈R5〉	国、徳島県
徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備	8	徳島県	防波堤延伸〈H30〉	完成〈R1〉	国、徳島県
徳島沖洲ICと複合一貫輸送ターミナルを直結する臨港道路の整備	9	徳島県	整備中〈H30〉	部分供用〈R3〉 完成〈R4〉	徳島県
「津波避難対策緊急事業計画」の策定支援	10	徳島県	75.0%〈H30〉	75%〈R4〉	国、徳島県
広域防災拠点となる県営都市公園設備の防災機能強化（対象3公園）	11	徳島県	調査設計着手〈H30〉	9設備工事着手〈R2〉	徳島県
鉄道高架事業の推進	12	徳島県	関係機関協議〈H30〉	促進〈R4〉	徳島県、 四国旅客鉄道株式会社
吉野川・今切川の地震・津波対策の促進	13	国	工事施工中〈H30〉	工事促進中〈R5〉	国
水門・樋門等の自動化・閉鎖率	14	国	100%〈H30〉	100%〈R4〉	国
吉野川・今切川の整備の促進	15	国	工事施工中〈H30〉	工事施工中〈R4〉	国
県管理河川(重点対策河川)の整備の推進	16	徳島県	70%〈H30〉	85%〈R5〉	徳島県
危機管理型水位計の整備	17	徳島県	—〈H30〉	50箇所〈R2〉	国、徳島県
		国	—〈H30〉	0箇所〈R2〉	
洪水浸水想定区域図の作成	18	徳島県	9河川〈H30〉	16河川〈R1〉	国、徳島県
		国	2河川〈H30〉	2河川〈R1〉	
洪水タイムラインの作成	19	徳島県	4河川〈H30〉	16河川〈R1〉	国、徳島県
		国	—〈H30〉	3河川〈R1〉	
海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食対策の推進	20	徳島県	推進〈H30〉	推進〈R5〉	国、徳島県
老朽化対策に着手した施設数 (排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、漁港施設)	21	国	排水機場 0基〈H30〉	排水機場 1基〈R4〉	国
			橋梁 5橋〈H30〉	橋梁 7橋〈R4〉	国
			トンネル 1トンネル〈H30〉	トンネル 1トンネル〈R4〉	国
土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全施設数(累計)	22	徳島県	305施設〈H30〉	340施設〈R5〉	国、徳島県
土砂災害警戒区域の指定率	23	徳島県	81%〈H30〉	100%〈R1〉	徳島県
農業用ため池に関するデータベース整備・周知	24	徳島県	—〈H30〉	整備・周知〈R2〉	農林水産省
B C P策定病院数	25	徳島県	20病院〈H30〉	40病院〈R5〉	徳島県
事前復興の取組の推進	26	徳島県	—〈H30〉	24市町村〈R5〉	徳島県
緊急輸送道路における重点整備区間の改良率	27	徳島県	65%〈H30〉	78%〈R5〉	国、徳島県、 西日本高速道路株式会社
		国	1箇所・5.9km〈H30〉	1箇所・5.9km〈R4〉	

※重要業績指標の現状値及び目標値について、内訳欄が「徳島県」の場合は、徳島県国土強靱化地域計画（令和元年11月）及びその後改訂された同計画等で示された県内全体での値を示す。内訳欄が「国」の場合は、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所管轄のうち、徳島市に該当する値を示す。

第5章 施策の重点化

4つの基本目標を達成するため、本市の直面するリスクを踏まえ、31のプログラムのうち、特に重要となる13のプログラムを重点化の対象とする。

●重点化すべきプログラムに係る「起きてはならない最悪の事態」

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
① ② ③ ④ 人本市迅 命市民速 の及のな 保び財復 護社産旧 が会及・ 最のび復 大重公興 限要共を 凶な施可 ら機設能 れ能のに るが被す 致害の 命の最 小障化 害が を凶 受ら けれ ず 維持 され る	<p><1>あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ</p> <p><2>救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ</p> <p><3>必要不可欠な行政機能を確保する</p> <p><4>経済活動を機能不全に陥らせない</p> <p><5>情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる</p> <p><6>社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</p>	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や大雪等による多数の死傷者の発生
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		4-2	重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	基幹的な陸上・海上・航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

第6章 計画の推進と進捗管理

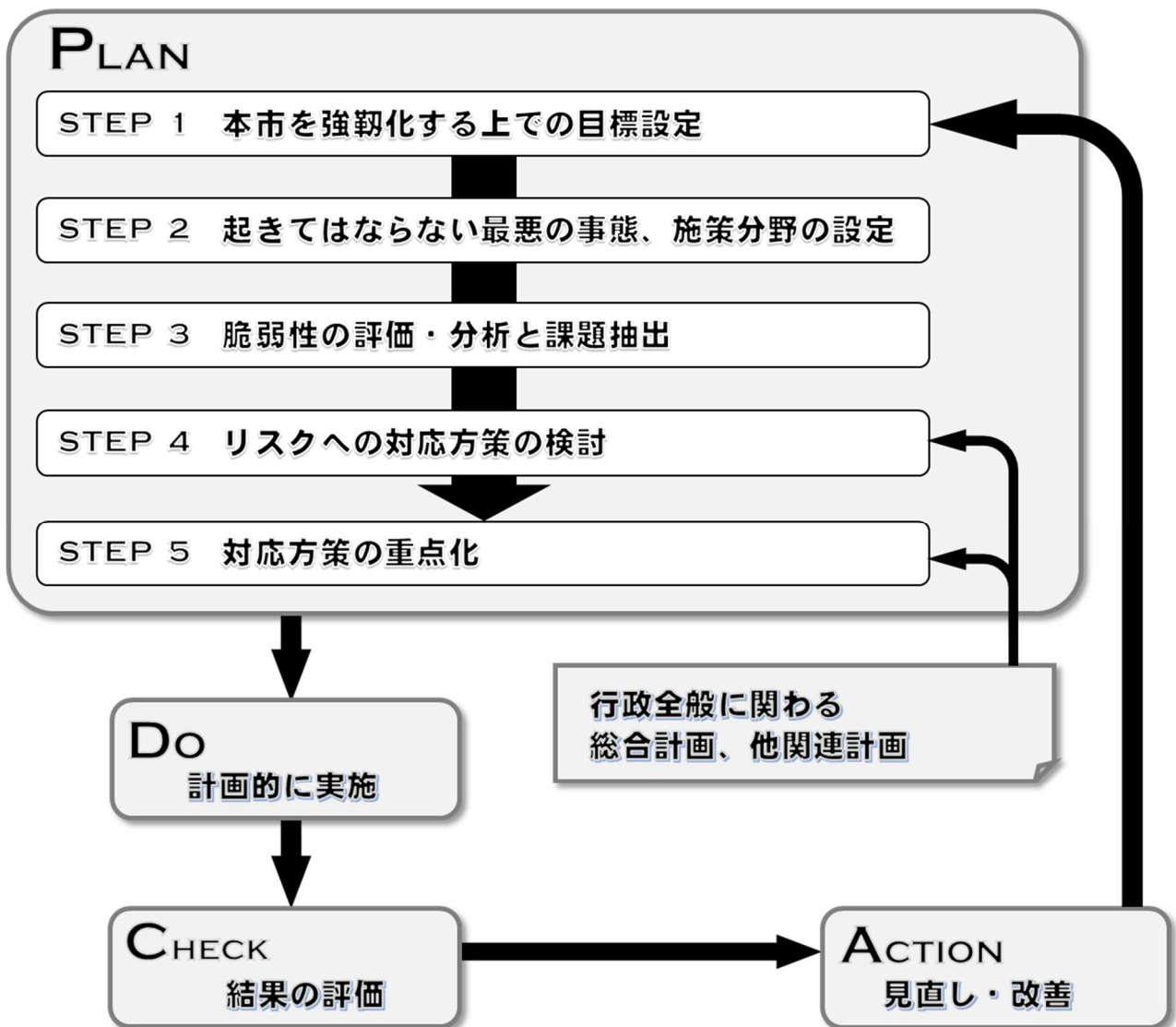
1 推進体制

計画の推進については、徳島市、国、徳島県、民間事業者、NPO 団体、市民等の叡智を結集し、本市の総力を挙げた体制で、各々が単独または連携して取り組むものとする。

また、南海トラフ巨大地震による災害は、超広域災害となる可能性が高いことから、官民を挙げて広域連携を構築するものとする。

2 計画の進捗管理と見直し

地域計画による本市の強靱化を着実に推進するため、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を整備し、プログラムごとに設定した重要業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、プログラムの見直しは PDCA サイクルを繰り返して適切に行うものとする。なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や新たな施策の導入等に応じて継続的に見直すものとする。



PDCA サイクルによる進捗管理と見直し